

7 社会資本未来プラン及び関連計画等

(1) 策定の趣旨・位置付け

「社会資本未来プラン（以下「プラン」という。）」は、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための分野別計画であり、今後の取組の方向性など、社会資本マネジメントの基本方針を定めたものです。また、このプランに基づき事業別整備計画等の関連計画等を策定し、計画的な社会資本整備を推進しています。

(2) 計画期間

プラン：令和3年度～令和12年度〔10年間〕

関連計画：令和8年度～令和12年度〔5年間〕の次期計画を検討中

次期計画策定※までの間、現行計画を延長

※ 令和8年12月（「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」及び主要な公共土木施設の修繕方針は11月）策定予定

(3) プランの概要

ア 基本的な取組方針

➤ 最適な資源配分による効果的なハード対策の推進

- ✓ 県民の安全・安心の確保や社会経済活動を維持・発展させていくため、地域の状況や市町のまちづくり計画も勘案しながら優先度を設定し、最適な資源配分による効果的な社会基盤の整備を推進

➤ ハード対策を補完する取組の充実・強化

- ✓ 既存インフラの更なる有効活用やその機能を高めるハード対策に加え、ソフト対策を一層充実・強化させ、ハード・ソフト対策を相互に関連・補完させながら、より効果的・効率的な取組を推進

➤ 効果的・効率的な維持管理の推進

- ✓ 老朽化する既存インフラが更に増大する中、既存インフラが持つ機能を適切に維持し、期待される効果を最大限発揮し続けることができるよう、国・市町等と連携して、より効果的かつ効率的な維持管理を推進

➤ 進展するデジタル技術の実装によるイノベーション

- ✓ 社会情勢の変化に伴う様々な課題に的確に対応していくため、デジタル技術を最大限に活用していくとともに、新たなサービスや付加価値の創出にも、民間企業等と積極的に協働しながら推進

イ 目指す姿

県民が様々な場面（平時から非常時に至るまで）において、「安全・安心」や「サービス（利便性・快適性・生産性）」等の向上を実感できる社会

安全・安心で、広島県の強みを生かした魅力のある持続可能な県土 ～社会変化に適応したインフラマネジメントの推進～

デジタルトランスフォーメーション（広島デジフラ構想）の推進
【デジタル技術の実装によるイノベーション】
効果を高めるための施策

【施策の柱】

施策Ⅰ

【安全・安心な県土づくり】
～ 安全・安心を支える
総合的な県土の強靱化 ～

【取組方針①】

防災・減災対策の充実・強化

- 平成30年7月豪雨災害等からの創造的復興
- 激甚化する豪雨等に対する総合的な治水・土砂災害対策等の推進
- 災害時に機能する道路ネットワークの機能強化
- 切迫する巨大地震に対する津波対策や耐震化の推進

【取組方針②】

安全で快適な交通環境づくりの推進

- 安全で快適な道路空間の形成
- 安全で快適な海上交通対策の推進

施策Ⅱ

【県の強みを生かした県土づくり】
～ 交流・連携を支える
ネットワークの充実・強化 ～

【取組方針③】

経済・物流を支える基盤の強化

- 生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実
- 強い経済の基盤となるグローバルゲートウェイ機能の強化

【取組方針④】

集客・交流機能の強化とブランド力向上

- 主要都市間の連携を強化する基盤整備
- 観光振興に資する基盤整備
- 瀬戸内海の魅力を生かしたみなと環境の整備
- 空港機能の充実

施策Ⅲ

【魅力ある持続可能な県土づくり】
～ 魅力的で持続可能な
社会を支える基盤形成～

【取組方針⑤】

コンパクトで持続可能なまちづくりの推進

- 安全・安心に暮らせる集約型都市構造の形成
- 人や産業を惹きつける活力のあるまちづくりの推進
- 地域資源を生かした住民主体のまちづくりの推進
- 誰にでもやさしい住環境・生活空間の整備
- 中山間地域・島嶼部など地域を支える交通・産業基盤の確保

【取組方針⑥】

環境保全と循環型社会の構築

- 地域の実情に応じた効率的な污水处理
- 自然エネルギー・建設副産物などの有効活用
- 河川・海域環境の改善（藻場・干潟）、自然環境の保護・調和
- 環境負荷の少ない交通体系への転換

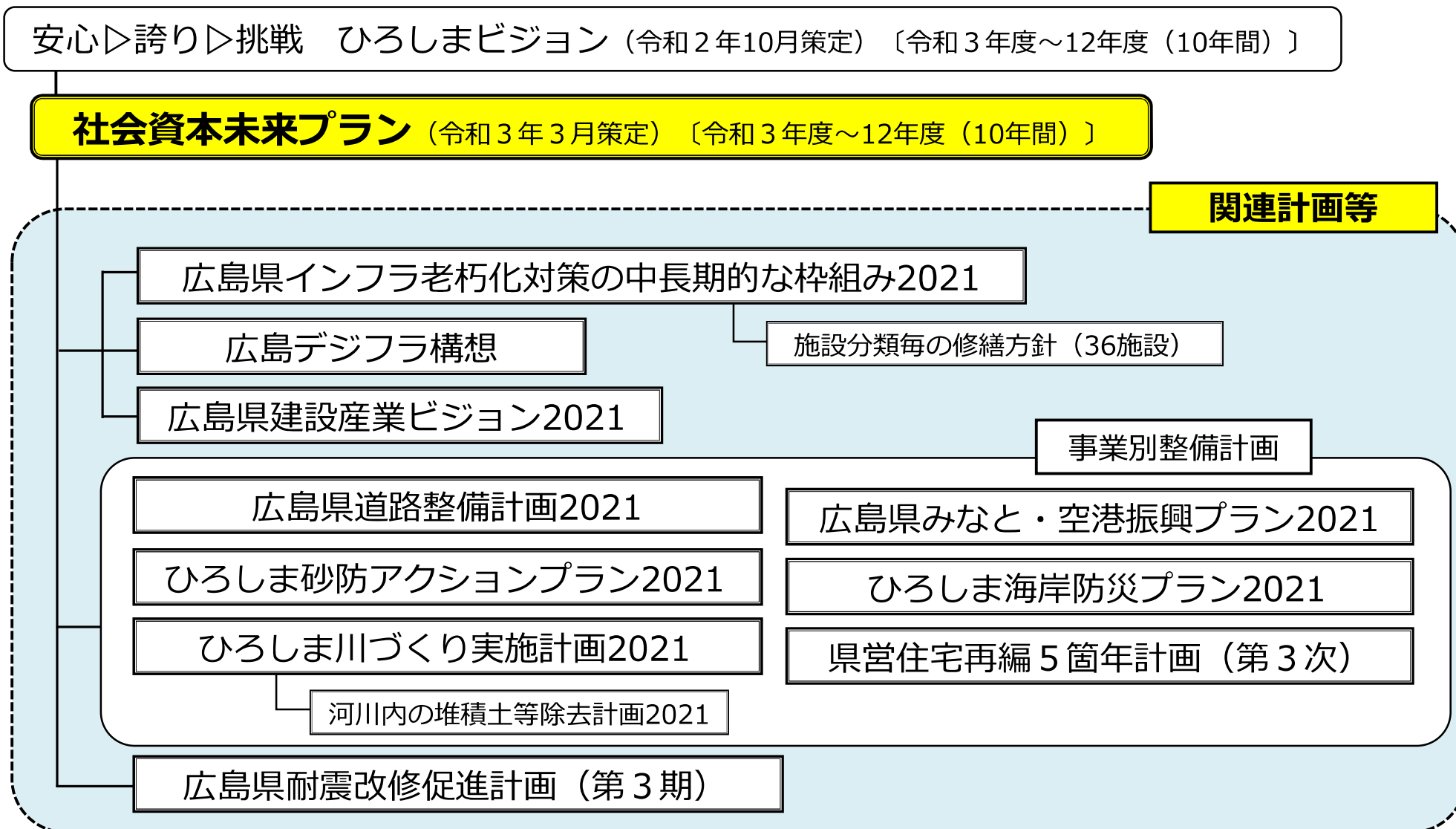
【県土づくりにおける 共通施策】～ 社会資本の適切な維持管理の推進 ～

計画的に推進するための取組

- 事業別整備計画の着実な推進
- 多様な主体との連携
- 社会資本を支える担い手の確保・育成
- 施策の点検

(4) プラン及び関連計画等体系図

- ✓ 「社会資本未来プラン」は、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための分野別計画であり、社会資本分野のマネジメントの基本方針として策定



8 広島デジフラ構想

(1) 策定の趣旨

本県では、県の総合戦略である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」において、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を全ての施策を貫く3つの視点の一つとして掲げるとともに、社会資本分野のマネジメント基本方針である「社会資本未来プラン」においても、効果を高めるための施策として位置付け、先駆的に取り組むこととしている。

「広島デジフラ構想」（以下「本構想」という。）は、建設分野における調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ（公共土木施設等）をより効果的・効率的にマネジメント（管理・運営）していくため、目指す姿や具体的な取組案をとりまとめたものである。

(2) 基本的な考え方

社会情勢の変化に伴う様々な課題に的確に対応していくためには、急速に進展するデジタル技術の活用は非常に有効な手段である。

このため、本構想の実現に向けて、次の3つの考えを基本に5つの姿勢で取組を推進する。

【3つの基本的な考え方】

（1）デジタル技術を最大限に活用 （2）データ利活用を推進 （3）人材育成と官民連携を推進

【5つの取組姿勢】

（1）ユーザーファースト（県民起点）で考える （2）分野（縦割りの壁）を越える
（3）様々な関係者を巻き込む （4）小さく始めて改善を繰り返す （5）失敗を恐れない

(3) 取組期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(4) 目指す姿

「社会資本未来プラン」に示す県土の将来像の実現に向けて、本構想では次の5つの姿を目指す。

I. 新たなサービス・付加価値の創出

○オープンデータ化が進み、官民データを活用した災害リスク情報など、県民が必要な情報を容易に入手できることで、県民の安全・安心が向上し、新たなサービス・付加価値が創出されている。

II. 県民の安全・安心の向上

○県土全体の3次元デジタル化や将来の自動運転に向けた環境整備などにより、県民の利便性が向上するとともに、物流・交通・観光など幅広い領域においても、新たなサービス・付加価値が創出されている。

III. 県民の利便性の向上

○社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、BIM/CIMの活用やICT建設機械による施工、AIを活用した点検技術などにより、建設分野の生産性が向上している。

IV. 建設分野の生産性の向上

V. 持続的な変革

○これらの実現に向けて、建設分野における関係者が、デジタル技術に関する一定の知識や利用する能力（デジタルリテラシー）を持ちつつ、官民でノウハウなどを共有しながら、持続的な変革を実践している。

(5) 具体的な取組案

具体的な取組案は、本構想の策定時点で想定する取組の将来像や内容を取りまとめたものである。今後、デジタル技術の進展や取組の進捗状況などにより、他分野への応用や、複数の取組を組み合わせた新たな取組への発展も見込まれる。このため、毎年度フォローアップを実施し、取組内容やロードマップの見直しを行う。

また、取組案に加え、様々な施策アイデアについても、引き続き具体化に向けて検討・調整を進めていく。

目指す姿	取組分類	具体的な取組案（抜粋）
Ⅰ. 新たなサービス・付加価値の創出	①データの一元化・オープン化	・インフラマネジメント基盤（DoboX）の構築、運用拡大 ・地盤情報のオープンデータ化
	②価値あるデータの整備	・県土全体の3次元デジタル化 ・都市計画基礎調査結果のオープンデータ化
Ⅱ. 県民の安全・安心の向上	③災害リスク情報の発信	・個人ごとに異なる災害リスク情報のリアルタイム発信 ・洪水予測などの水害リスク情報の高度化
	④異常気象時の業務効率化	・画像情報等の充実・強化 ・ダム放流操作の精度向上を支援するシステムの構築
Ⅲ. 県民の利便性向上	⑤円滑な物流・人流の実現	・ビッグデータを活用した主要渋滞箇所における交通円滑化対策の実施 ・デジタル技術を活用した港湾物流の高度化・効率化
Ⅳ. 建設分野の生産性向上	⑥効率的な事業の推進	・主要構造物におけるCIMの完全実施（i-Constructionの推進） ・AIなどを活用した地形改変箇所等の抽出
	⑦維持管理の高度化・効率化	・除雪作業における支援技術の構築 ・IoTやドローン等を活用した獣害防止対策の構築
Ⅴ. 持続的な変革	⑧人材育成と官民連携	・建設分野におけるデジタルリテラシー向上に係る研修の実施 ・建設分野におけるDX推進のための官民協働体制の構築

9 社会資本の適切な維持管理の推進

(1) ねらい

社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、建設後 50 年以上を経過する施設が 20 年後には橋梁で約 8 割、砂防堰堤で約 9 割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の更なる強化が必要となっている。

「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と橋梁など主要な施設分類毎の「修繕方針」に基づき、防災・減災や県土の強靱化などに資する既存インフラの機能維持を図るための重点的な老朽化対策を実施する。また、「建設分野の革新技术活用推進事業」により、これまでの施設の長寿命化に加え、インフラの整備・維持管理の効率化・高度化に資する革新技术の活用を推進する。

(2) 事業の概要

区 分	事 業 内 容	
主要な公共土木施設の修繕	道路事業	尾道大橋外 橋梁補修 等
	河川事業	手城川外 排水機場修繕 等
	ダム事業	魚切ダム管理施設外 更新工事 等
	砂防事業	皆賀川砂防堰堤外 堰堤修繕 等
	港湾事業	広島港海田地区外 臨港道路補修 等
	海岸事業	尾道糸崎港三原地区外 護岸修繕 等
	漁港事業	草津漁港外 岸壁補修 等
	公園事業	びんご運動公園外 施設改修 等
建設分野の革新技术活用推進事業	① 建設分野の革新技术に関する情報の発信 ② 建設分野の革新技术の活用推進	

令和 8 年 7 月発行

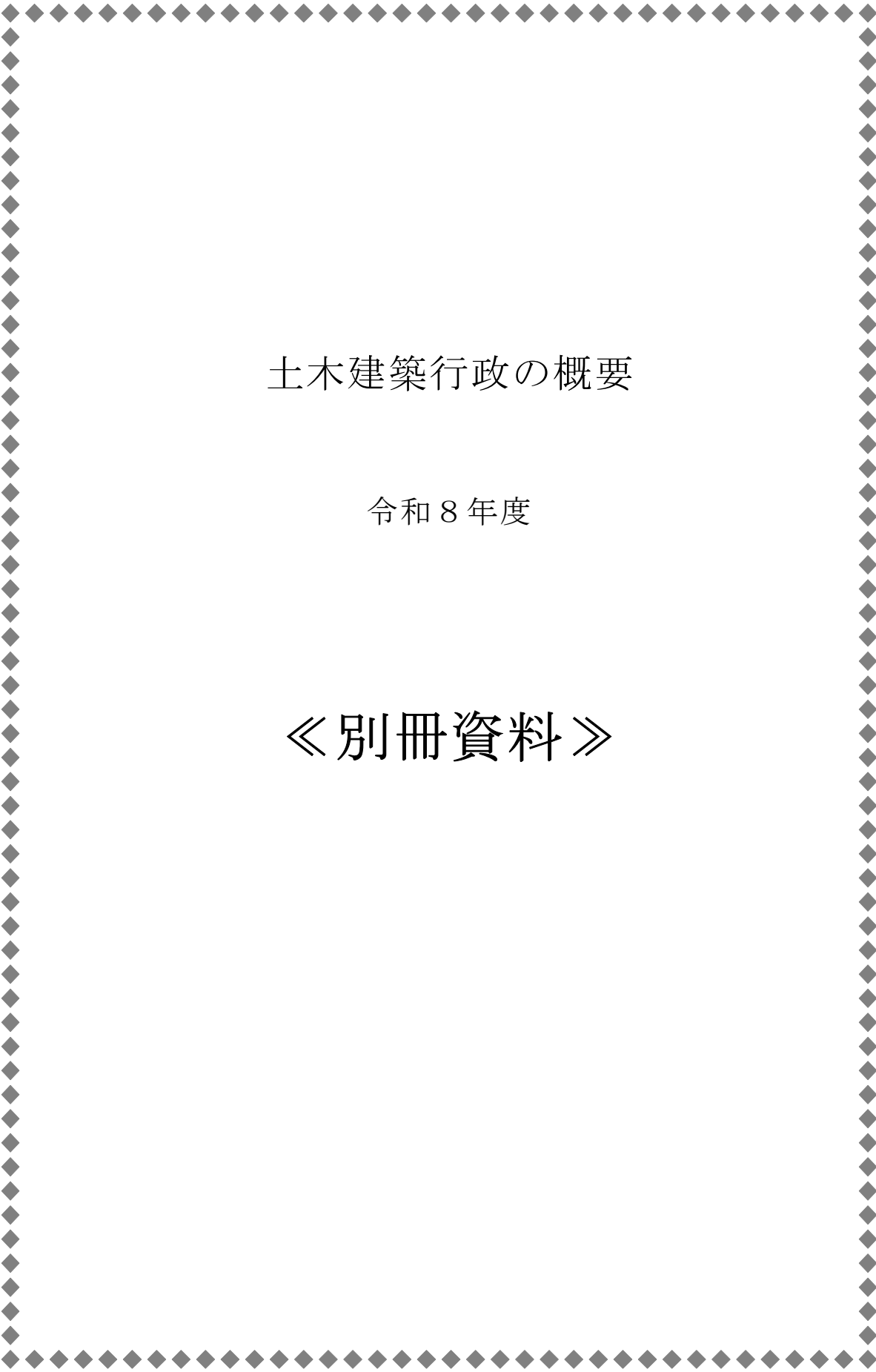
土 木 建 築 行 政 の 概 要

広島県土木建築局

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

Tel. 082-228-2111（代表）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>



土木建築行政の概要

令和 8 年度

《別冊資料》

目 次

第1章 道 路

1 道路の概要	2
2 道路の整備方針	5
3 広島県道路整備計画 2021	5
4 令和8年度事業の内容	7
5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）	8
6 道路の維持管理	9

第2章 河川・ダム

1 河川の概要	12
2 河川の整備実施方針	13
3 取組の概要	13
4 ダムの概要	19
5 ダムの維持管理等	21

第3章 砂防・地すべり・急傾斜地

1 砂防関係事業の概要と整備方針	24
2 令和8年度事業の内容	26
3 砂防関係施設の維持管理	27

第4章 海 岸

1 海岸の概要	30
2 海岸の整備方針	30
3 令和8年度事業の内容	31
4 海岸の維持管理	31

第5章 空 港

1 広島空港の概要	34
2 広島ヘリポートの概要	38

第6章 港湾・漁港

1 港湾の概要	40
2 漁港の概要	44
3 検潮所設置状況	46
4 海域の管理	46

第7章 都 市

1	都市行政の課題	48
2	都市計画行政の取組方針	48
3	都市計画行政の具体的施策	52
4	都市環境の整備	54
5	開発許可制度	54
6	危険な盛土等を規制する取組	56
7	街路事業	58
8	市街地開発事業等	59
9	公園事業	61
10	下水道事業	63

第8章 建 築

1	施策方針	66
2	建築基準行政	66
3	建築審査会	67
4	建築設計・工事監理業務の適正化	68
5	宅地建物取引業	69
6	県補助事業（耐震・がけ近）	70
7	福祉のまちづくりの推進	70
8	広島県耐震改修促進計画（第3期計画）	71
9	建築動態統計調査受託業務	72
10	建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務	73
11	長期優良住宅の認定業務	74
12	低炭素建築物の認定業務	74

第9章 住 宅

1	住宅事情の概要	76
2	「住生活基本計画（広島県計画）」の概要	78
3	主要住宅施策	78

第10章 営 繕

1	営繕工事の概要	88
2	魅力ある建築物創造事業	88
3	営繕工事の執行状況	93

第11章 災 害 復 旧

1	災害復旧事業の概要	98
2	災害復旧事業の査定状況	98
3	広島県の主要災害（昭和20年以降）	99

第12章 公共用地・土地収用

1 公共用地の取得	102
2 公共事業における用地取得実績	104
3 土地収用制度の活用	104

第13章 建設業

1 建設産業の課題に対する取組	106
2 建設業の許可	108
3 経営に関する事項の審査	108
4 入札参加資格審査	109
5 建設工事の紛争処理	109
6 建設機械の打刻及び検認	110
7 浄化槽工事業の届出・登録	110
8 解体工事業者の登録	110
9 建設工事の統計調査	110

【参 考 資 料】

1 令和8年度土木建築局関係事業負担率表	113
2 土木建築局関係行政委員会等	119

第1章 道路



高規格道路東広島高田道路（向原吉田道路）供用開始

1 道路の概要

本県の道路網は、高規格道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線、中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）、東広島・呉自動車道が4車線もしくは暫定2車線により開通しており、井桁状の高速道路ネットワークを形成している。このうち、高速自動車国道については全国第4位の387kmが供用されている。

その他、高速道路ネットワークと一体となって機能するもしくはこれらを補完する道路として、江府三次道路、倉敷福山道路、広島中央フライトロードなど15路線を広島県広域道路交通ビジョン・計画に高規格道路として位置付けており、その構築に向け、国土交通省において東広島廿日市道路（広島南道路）など、広島県において福山環状道路などの事業を進めている。また、災害に強い道路ネットワークの構築に向け、西日本高速道路株式会社が広島呉道路の4車線化事業を進めている。

また、広島都市圏における自動車交通の定時性、高速性を強化するため、平成9年に県・広島市共同出資により設立した広島高速道路公社において、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線の計25kmを供用しており、残る5号線4kmに加え、高速2号線の暫定2車線区間の4車線化及び東雲ランプフル化について事業を進めている。

一方で、一般国道については、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

さらには、これらの一般国道20路線を補完する地域の幹線道路の役割を担う主要地方道76路線と一般県道285路線、市町道63,533路線をもって道路網を形成し、その実延長は約29,407kmとなっている。

(1) 道路の管理区分

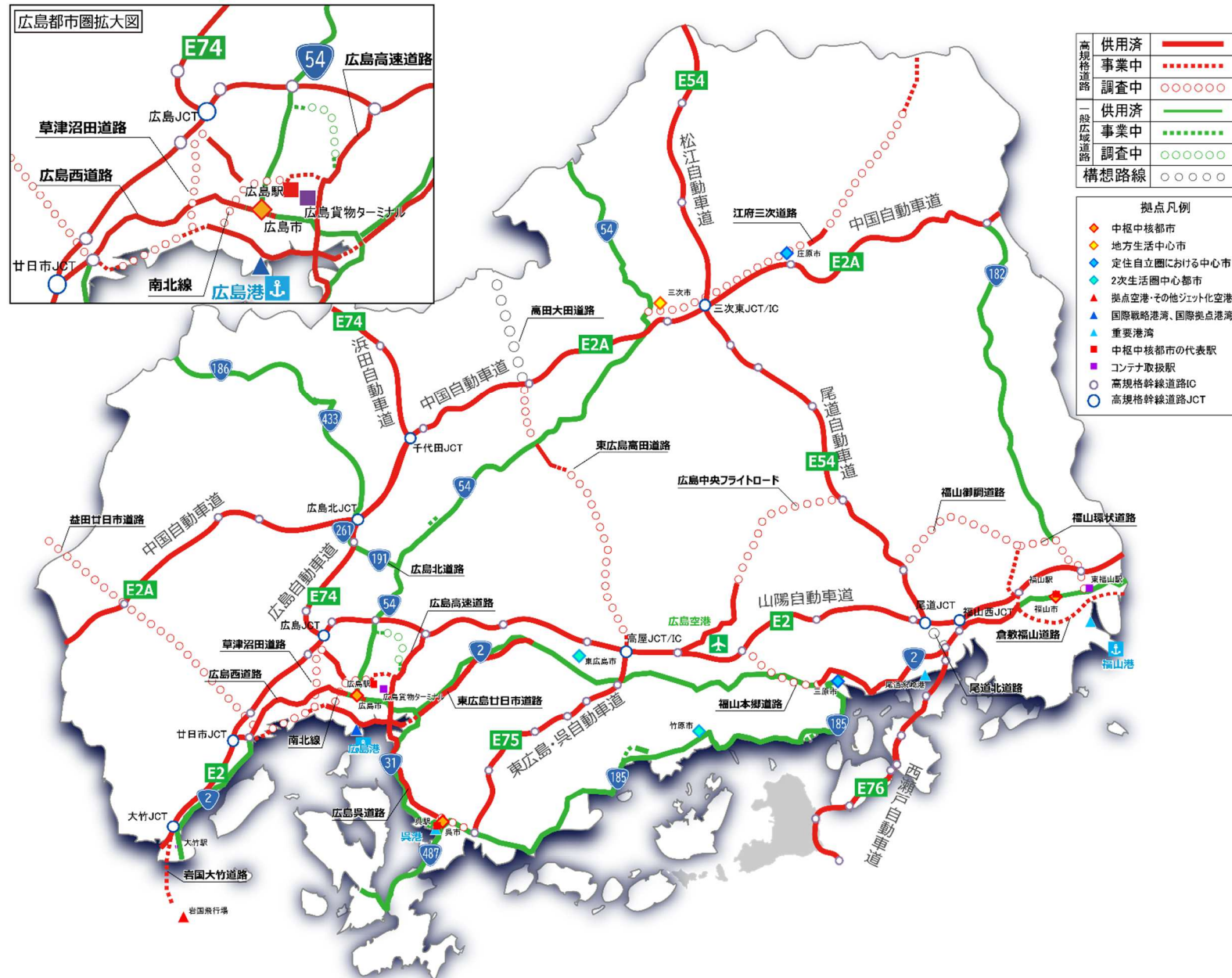
区 分 道路の種別		路線の指定 設定の権限	道路管理者	根 拠 規 定	備 考
高 速 自 動 車 国 道		内 閣	西日本高速 道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法	
一 般 国 道	本 州 四 国 連 絡 道 路	内 閣	本州四国連絡 高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
	指 定 区 間	内 閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
	指 定 区 間 外	広 島 市 の 区 域 外	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広 島 市 の 区 域	広島市	道路法第5条 " 第17条	
		有 料 道 路	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
	下 記 以 外	知 事	県	道路法第7条 " 第15条	
県 道	有 料 道 路	知 事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法	
	広 島 市 の 区 域	知 事	広島市	道路法第7条 " 第17条	
	三 次 市 の 区 域 の 一 部	知 事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線
	下 記 以 外	市 町 長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法 及び半島振興法による道路 管理の代行（県）がある。
市 道	有 料 道 路	市 町 長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法	

(2) 道路の現況

広島県内の道路種別道路現況などについては、下記のリンク先に掲載している。

広島県 HP（リンク）→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1216015935525.html>

広島県の主な道路（令和8年4月7日 現在）



2 道路の整備方針

本県では、井桁状高速道路ネットワークなどの既存道路ネットワークの強みを最大限生かしつつ、更なる「安全・安心」や「サービス（利便性・快適性・生産性）」の向上につながる道路整備に取り組む必要がある。

そうした中、本県では、県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の道路分野の整備計画として、令和3年3月に「広島県道路整備計画2021」を策定し、事業を推進することとしている。

3 広島県道路整備計画2021

(1) 取組方針

本計画では既存道路ネットワークの強みを最大限に生かしつつ、更なる「安全・安心」や「利便性・快適性・生産性といったサービス」の向上につながる道路整備を推進することとしており、社会資本マネジメントの基本方針に基づく次の6つの道路施策に取り組み、着実に道路整備を進めていく。

本県の目指す将来像を実現するため、将来を展望する上で特に考慮が必要な情勢変化を踏まえ、「将来にわたって、広島県に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと思える広島県の実現」を支えるための道路整備に取り組むこととする。

6つの施策と取組の方向

施策	取組の方向
①県土強靱化のための道路ネットワークの強化	○災害対応能力の向上に資する道路ネットワークの多重性・代替性の確保 ○緊急輸送道路における法面对策や橋梁耐震補強の推進 ○災害直後の交通確保のための無電柱化の推進 ○高速道路等における暫定2車線区間の4車線化などによる交通機能の確保
②安全で快適な道路空間の形成	○通学路や生活道路等における交通安全対策の推進 ○安全で快適な自転車利用環境の整備 ○歩道のバリアフリー化のための無電柱化の推進
③物流生産性向上のための道路ネットワークの構築	○生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実 ○グローバルゲートウェイ機能の強化に資する道路整備の推進 ○広島都市圏における高速交通体系の確立 ○効率的な輸送を支援するスマートICの整備 ○県西部の物流拠点における広島市東西を結ぶ物流交通基盤の充実
④地域内外の交流連携を支える道路ネットワークの構築	○主要都市間の連携を強化する道路整備の推進 ○観光周遊を促進する道路ネットワークの形成
⑤コンパクトで持続可能なまちづくりに資する道路整備	○中山間地域・島嶼部など地域を支える道路整備の推進 ○渋滞を緩和する道路の改善及び市街地を一体化する鉄道との立体交差化 ○コンパクト+ネットワーク型のまちづくりを支える道路整備 ○既存道路を有効活用した局部的な線形改良や待避所設置
⑥道路施設の適正な維持管理	○「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」及び「修繕方針」に基づく計画的なインフラ老朽化対策の推進 ○道路施設の日常的な維持管理の適切な実施

(2) 事業実施箇所の選定

改築系事業については、「費用対効果」(B/C)、「施策貢献度」、「実施環境」の3項目による事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については、事故危険箇所の対策や通学路交通安全プログラム等に基づく整備を基本とする。

防災系事業については、災害に強い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路等から優先的に整備する。

補修系事業については、修繕方針や施設の点検結果に基づき、緊急性の高い箇所を優先的に整備する。

4 令和8年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区 分	予 算 額	事 業 内 容 等
公 共	交通安全施設等整備事業		2,421,000	歩道、自転車歩行者道、交差点改良
	道路災害防除事業		7,629,425	橋梁耐震補強、トンネル補修、法面防災対策等
	除 雪 事 業		315,000	県管理道路の除雪費
	道 路 改 良 事 業		13,393,500	主要地方道福山沼隈線道路改良事業(福山市) ほか 54 箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督 事務費
	計		23,782,925	
修 維 繕 持	道 路 改 修 費		10,789,150	県管理道路の維持修繕工事等
	計		10,789,150	
単 独	交通安全施設等整備事業		418,640	歩道、自転車歩行者道、交差点改良、道路照明、道路標識、 防護柵、区画線等の設置
	道 路 改 良 事 業		5,688,851	幹線道路、生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		40,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査等
	計		6,147,491	
そ の 他	広島高速道路公社 出 資 金 ・ 貸 付 金		2,575,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道 路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	国 土 木 工 事 受 託 費		312,700	国事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線改 良工事ほか1 箇所
	市 町 土 木 工 事 受 託 費		211,835	市町事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線 改良工事ほか3 箇所
	計		3,099,535	
県 事 業 計			43,819,101	
直轄国道改修費等負担金			9,217,925	
計			53,037,026	

※令和7年度12月、2月補正(国補正対応分)含む

事業名		区 分	当初予算額	説 明
担 債 行 務 為 負	工 事 請 負 契 約 関 係	限度額 期 間	24,482,000 千円 令和8～12 年度	主要地方道福山沼隈線 道路改良事業ほか 31 件
	債 務 保 証 関 係	限度額 期 間	16,320,000 千円 令和8～28 年度	広島高速道路公社 16,320 百万円

5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）

(1) 一般国道2号バイパスの建設促進

区 分	福 山 道 路	西条バイパス (4車線化)	広島南道路※ (明神高架)	広島南道路 (木材港西～廿日市)	岩国大竹道路
事業主体	国土交通省				
事業期間	平成13年度～	令和5年度～	平成8年度～	令和4年度～	平成13年度～
区 間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	東広島市下三永～ 東広島市八本松	安芸郡海田町日の出町 ～広島市西区商工セン ター	廿日市市木材港南～ 廿日市市地御前北	大竹市小方一丁目～ 山口県岩国市山手町
総 延 長	16.5km	9.2km	14.8km	1.5 km	9.8km
車 線 数	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
令和8年度 事業費	2,400百万円	200百万円	2,000百万円	200百万円	600百万円
令和8年度 事業内容	調査設計・ 用地補償・工事	調査設計・ 用地補償・工事	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・用地買収	調査設計・ 用地買収・工事

※広島市区間含む

(2) 広島高速道路の建設促進

区 分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事業主体	広島高速道路公社（平成9年6月3日設立）				
事業期間	平成9年度～				
区 間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総 延 長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車 線 数	4車線	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
令和8年度 事業費	—	—	—	—	10,300百万円
令和8年度 事業内容	—	—	—	—	調査設計・工事

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて 334 路線、実延長 4,180.9 k m である。

近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

令和 8 年度道路の維持管理関係予算額

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	橋梁の耐震補強等の防災対策 (安全な道路の確保)	959,850
	舗装道補修	舗装道補修、沿道環境の保全等 (安全で快適な交通環境の確保)	1,890,000
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持、道路環境 保全、電力料等	7,773,300
	道路管理費	道路保険、公物管理、台帳付図修正事務等	166,000
	合 計		10,789,150

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

令和 7 年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸 太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始 件数	3	14	3	9	5	26	15	5	6	86

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

令和7年度道路関係許可等件数等一覧

		西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
道路改築承認		24	17	9	16	70	61	37	20	11	265
道路占用許可	新規	184	317	138	199	433	698	611	259	167	3,006
	更新	244	234	118	246	769	342	683	270	305	3,211
道路工事施工命令		27	144	37	57	321	133	110	76	52	957
特殊車両 通行許可	新規	250	27	19	1	146	433	231	35	19	1,161
	更新	28	0	1	0	29	105	65	22	39	289
	協議	747	541	278	380	1,042	1,832	1,301	526	236	6,883
小計		1,504	1,280	600	899	2,810	3,604	3,038	1,208	829	15,772
境界立会		29	28	19	13	60	125	78	21	12	385
境界確定協議		20	18	16	8	36	84	58	13	10	263
小計		49	46	35	21	96	209	136	34	22	648
境界確定証明		5	1	0	0	5	11	2	0	0	24
その他各種証明		3	0	2	0	10	3	0	1	0	19
小計		8	1	2	0	15	14	2	1	0	43
計		1,561	1,327	637	920	2,921	3,827	3,176	1,243	851	16,463

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動(注)団体（マイロード団体）」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成12年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成20年度からひろしまアダプト活動支援（奨励金交付）事業を実施している。

(注) アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という意味から、住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○ 令和7年度末現在の認定団体数等

792 団体（参加人員 21,891 名 活動延長 617,179km）

第2章 河川・ダム



流域治水シンポジウムひろしま 2025 開催

1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小 5,200 余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川、芦田川、江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか 4 水系の 368 河川、流路延長は 2,442.3 km で、二級河川は八幡川水系ほか 46 水系の 137 河川、流路延長は 631.1 km となっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が 193 河川あり、その流路延長は 187.3 km となっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

(1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長

(2) 河川の現況

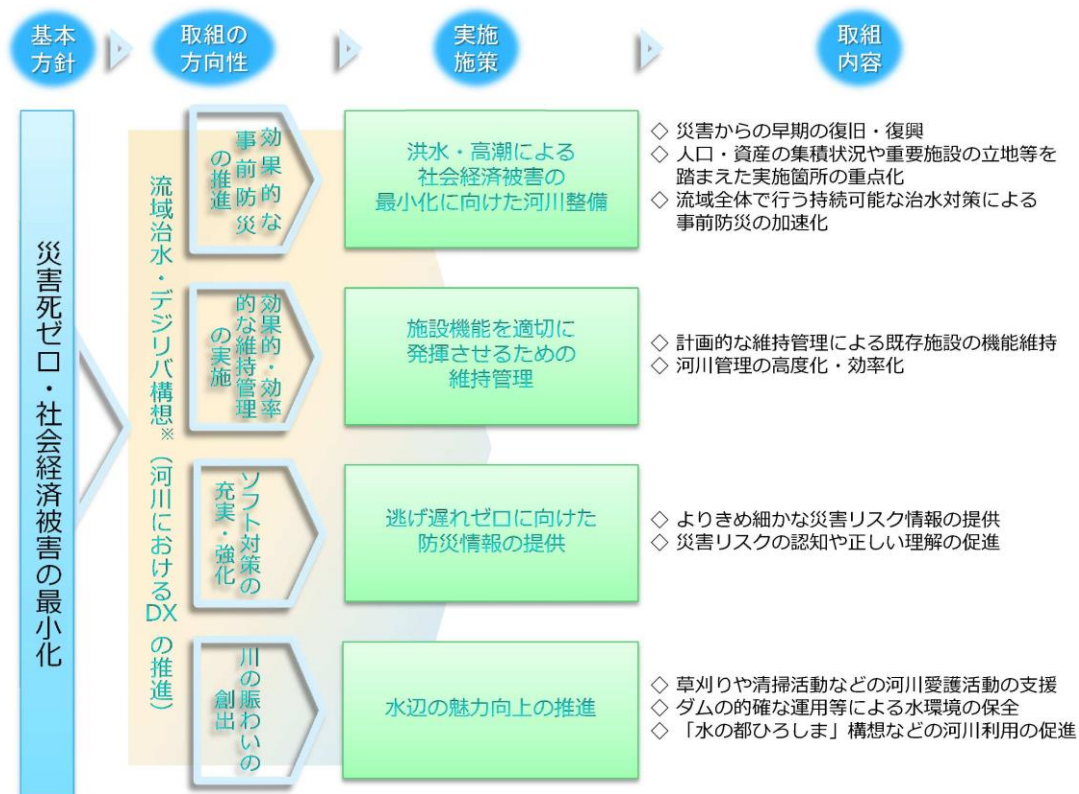
（令和 8 年 3 月 31 日 現在）

水系名		県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川	
		河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)
一級河川	太 田 川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江 の 川	172	983.083	9	113.39	173	1,096.473
	芦 田 川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高 梁 川	29	237.87			29	237.87
	小 瀬 川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,114.971	23	327.36	368	2,442.331
二級河川	八 幡 川	4	40.90			4	40.90
	瀬 野 川	5	41.59			5	41.59
	二 河 川	2	21.10			2	21.10
	堺 川	2	6.21			2	6.21
	黒 瀬 川	23	106.77			23	106.77
	野 呂 川	3	13.46			3	13.46
	木 谷 郷 川	2	4.20			2	4.20
	賀 茂 川	3	30.72			3	30.72
	沼 田 川	45	231.00			45	231.00
	和 久 原 川	2	5.60			2	5.60
	藤 井 川	3	25.19			3	25.19
	本 郷 川	2	15.69			2	15.69
	羽 原 川	2	6.90			2	6.90
	新 川	2	3.50			2	3.50
	山 南 川	2	5.05			2	5.05
	永 田 川	3	3.25			3	3.25
	大 正 川	2	2.67			2	2.67
	単 独 河 川	30	67.34			30	67.34
	計	137	631.14			137	631.14
合 計		499	2,746.111	23	327.36	505	3,073.471

2 河川の整備実施方針

県の総合計画である「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、社会資本分野のマネジメント基本方針として策定した「社会資本未来プラン」における河川部門の事業別整備計画として「ひろしま川づくり実施計画 2021」を令和3年3月に策定した。

県民の安全・安心の確保を最優先とし、施設能力を上回る災害から人命を守り、社会経済活動への深刻な被害を防止・軽減するため、河川改修などの施設整備や、維持管理による河道や施設の保全、住民の主体的な避難に繋がるソフト対策の充実・強化などの取組をデジタル技術も活用しながら一体的に推進するとともに、国や市町、まちづくりや農林部局など他分野の関係部局とも連携しながら、多様な主体の様々な取組を組み合わせ、流域全体で総合的かつ多層的に進めていく。



「ひろしま川づくり実施計画2021」における取組の基本方針

3 取組の概要

(1) 洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた河川整備

ア 主要河川事業の内容（県事業）

再度災害防止を最優先とし、被災地域の早期の復旧・復興を図るとともに、洪水氾濫による被害の発生を未然に防止・軽減するために、県内の現況の災害リスクを総点検し、人命被害や社会経済活動への深刻な影響が発生する危険性に応じた整備優先度評価により、事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災対策を進める。

(7) 河川改修事業

流域の都市化が進展している河川や、近年に甚大な浸水被害を受けた河川において、流下断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業を推進する。

堺川（内神川：呉市）、手城川（福山市）、入野川（東広島市）、多治比川（安芸高田市）、本川（竹原市）、沼田川（三原市）、小瀬川（廿日市市）、玖島川（大竹市）等

(イ) 地震・高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において耐震化や高潮堤の整備を進める。

京橋川・猿猴川（広島市）等

イ 国直轄河川改修事業の工事概要

(7) 太田川

広島市街地を洪水から守るため、昭和7年度から太田川放水路工事に着手し、昭和42年度に概成した。平成13年度には、支川滝山川で温井ダムが完成している。現在は、高潮対策として中広地区の高潮堤防の整備や、庚午地区の護岸の耐震対策等が行われている。

(イ) 江の川

昭和28年から八千代町（現安芸高田市）下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ、昭和48年度には土師ダムが、平成18年度には馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成し、洪水調節等に大きな役割を果たしている。

現在は、三次市において河道掘削等が行われている。

(ウ) 芦田川

大正12年から昭和41年にかけて中下流部の改修工事が実施され、堤防は一定の水準で整備されている。平成9年には八田原ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、上流部において、流下能力確保のため、橋梁架替等が行われている。

(エ) 小瀬川

昭和43年から改修工事に着手し、下流部の河道は概成している。また、平成2年度には弥栄ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、大竹市等において堤防整備等が行われている。

ウ 令和8年度予算

（単位：千円）

事業名		予算額	説明	
河川事業	公共	河川改修事業	4,939,200	多治比川（安芸高田市）、本川（竹原市）、内神川（呉市）、手城川（福山市）ほか29箇所の護岸、築堤工事等
		都市小河川改修事業	10,000	御幸川（広島市）の高潮対策工事等
		地震・高潮対策事業	630,000	京橋川・猿猴川（広島市）ほか2箇所の防潮堤工事等
		情報基盤整備事業	107,100	河川監視カメラ等の設置
		特定都市河川浸水被害対策推進事業	75,000	本川流域（竹原市）、江の川流域（安芸高田市）の雨水貯留施設整備等
		小計	5,761,300	
	単独その他	河川改良事業	2,145,910	浸水箇所の再度災害防止、災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備など
		小計	2,145,910	
		市町土木工事受託費	116,000	小瀬川（廿日市市）ほかの市町道橋の架替工事等の受託
		小計	116,000	
直轄負担金		1,909,425	太田川水系、芦田川水系、江の川水系及び小瀬川水系における直轄管理区間の護岸、築堤工事等	
合計		9,932,635		

※令和7年度12月補正及び2月補正（国補正対応分）含む

(2) 流域治水の推進

気候変動等による水害の激甚化・頻発化に備えるため、河川・下水道管理者が主体となつて行う治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）が協働し、流域全体で水害を軽減させる対策「流域治水」を強力に推進する。

住民・事業者等の意識醸成を図るため、流域全体で実施すべき対策の全体像として取りまとめた流域治水プロジェクトを更新するとともに、「流域治水」に関わる身近な取組を知り自分事として考えていただくことを目的として「流域治水シンポジウム」を開催する。

また、法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践として、江の川上流域及び本川流域における流域水害対策計画に基づいた取組の推進に加え、令和8年4月に特定都市河川流域に指定した黒瀬川流域においても、関係者と連携し流域水害対策計画策定に向けた取組を進める。



流域治水の取組イメージ（国土交通省 HP より）

(3) 施設機能を適切に維持するための維持管理

ア 河川の維持

河川管理施設の機能を十分に発揮させ、洪水を安全に流下し、浸水被害を防止・軽減するため、PDCA サイクルによる施設の適確な運用・管理により各施設の機能を維持するとともに、「河川内の堆積土等除去計画 2021」に基づき、計画的な河川の流下能力確保に努める。

また、重要施設における長寿命化計画の策定や、河川の状況把握へのデジタル技術の活用など、効果的・効率的な河川維持に向けた取組を推進する。

令和8年度河川維持修繕実施計画

（単位：千円）

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持 修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削、除去	4,088,460
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維 持 管 理 費 等	河川管理施設の維持管理費等	

イ 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（令和 7 年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	本庁	計
河川法許可（20 条）	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
河川法許可 （23 条）	新規	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	更新	11	0	0	0	0	8	5	3	0	27
河川法許可 （24・26・27 条）	407	47	52	46	165	227	150	135	27	0	1,256
河川法許可 （24 条）	更新	485	109	24	82	107	337	469	191	140	1,944
河川法許可（34 条）	16	0	5	2	5	1	0	0	0	0	29
普通河川等の工事許可	240	1	59	0	3	13	0	2	17	0	335
特定都市河川浸水被害 対策法許可（30 条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18
小 計	1,161	157	140	130	280	579	627	335	187	18	3,614
境界立会	68	10	7	3	16	37	14	9	5	0	169
境界確定協議	38	8	6	1	10	20	5	5	3	0	96
小 計	106	18	13	4	26	57	19	14	8	0	265
境界確定証明	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6
小 計	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6
計	1,270	175	153	134	306	639	646	349	195	18	3,885

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占有物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成 10 年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成 12 年度から平成 22 年度に順次、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。また、河川法施行令の改正に伴い重点的撤去区域を指定している 6 河川について、平成 26 年度から船舶の指定及び罰則の適用対象とし、平成 27 年 8 月に猿猴川における不法係留施設に対する行政代執行を実施した。今後も、不法係留船対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めている。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた防災情報の提供

気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に対応していくため、施設能力を上回る外力の発生に対しては、施設だけでは守り切れないことを、社会の各主体が認識し、それぞれが備え、いざというときには、自らリスクを察知し適切に行動（避難）できるよう、ソフト対策の充実・強化を図る。

ア よりきめ細かな水害リスク情報の提供

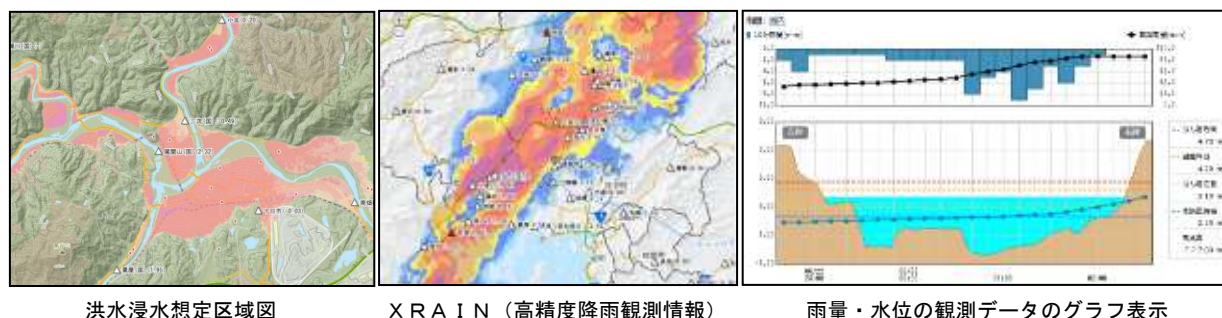
(7) 河川防災情報の提供

住民の適切な避難や市町の迅速な水防活動を支援するため、雨量・水位・カメラ画像等のリアルタイム情報、高精度レーダ雨量情報及び全ての県管理河川の洪水浸水想定区域図等の防災情報について、河川防災情報システムにより公表している。

また、自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、全ての市町を対象に、想定される浸水深等の情報を“まちなか”に掲示する「まるごとまちごとハザードマップ」などに取り組む。

広島県河川防災情報システム TOP: <https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>

洪水ポータルひろしま: <https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>



(イ) 洪水予報の運用

平成 16 年度から沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、迅速な水防活動や、住民の避難を支援している。

洪水予報河川及び指定区域

洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口～三原市本郷町船木
黒瀬川	河口～二級ダム

また、洪水がいつ・どこで発生し得るか（洪水危険度）を表示する「水害リスクライン」の構築により、対象となる全ての二級水系の実況水位及び予測水位の見える化に取り組む。

イ 水防活動

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めたときは、土木建築局に水防県本部を、各建設事務所（支所）及び広島港湾振興事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

また、市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所への周知を図るほか、避難指示等の目安となる堤防の浸透・侵食に対する監視を行い、市町への情報提供を行っている。

重要水防箇所数

（令和 8 年 3 月 31 日 現在）

区 分	所轄 事務所数	重要水防箇所		備 考
		箇所数	延長 (km)	
直 轄 管 理	3	(215) 614	265.60	() は、工作物を重要水防 箇所に指定したもので、外書 き
県 管 理	10	252	371.79	
合 計	13	(215) 866	637.39	

※重要水防箇所には、海岸も含む。

ウ 水害リスクの認知と正しい理解の促進

適切な避難行動には、災害に対する心構え（災害リスクの認知）と災害や避難に関する正しい知識を持つことが重要であることから、防災知識等の普及に努めていく。

防災知識の向上を図るための河川出前講座や、的確な情報発信のための報道機関との勉強会などを実施するほか、防災教育ツールの充実に取り組んでいる。

(2) 水辺の魅力向上の推進

ア 草刈りや清掃活動などの河川愛護活動の支援

生活の身近にある河川の将来にわたる良好な河川環境の維持・向上を図るため、ボランティア活動として、河川の清掃・美化等を行う団体・企業等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定し、支援する「広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）」を平成 14 年度より実施している。

引き続き、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援するとともに、積極的な広報活動を行い、住民と行政の協働体制づくりを推進していく（令和 8 年 3 月末認定団体数 511 団体）。

イ 「水の都ひろしま」構想などの河川利用の促進

広島市は中心部に 6 本の川が流れ、美しい水辺に恵まれた水の都としての優れた特性を持っており、この水辺の魅力をより一層引き出すために、平成 15 年に国・県・市・市民との協働により「水の都ひろしま」構想を策定し、「水の都ひろしま」の実現に向けた取組を推進している。

また、「水の都ひろしま」構想においてモデル地区の一つに位置付けられた猿猴川広島駅南口周辺地区では、「美しい川づくり」将来ビジョンに基づき、広島駅周辺地区の水辺が「水の都」の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間となるよう、県・市で連携し取組を進めている。

4 ダムの概要

県民を洪水から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源を確保するため、地域に密着した効果的なダムの建設を進め、現在 12 ダム（県管理）を運用している。

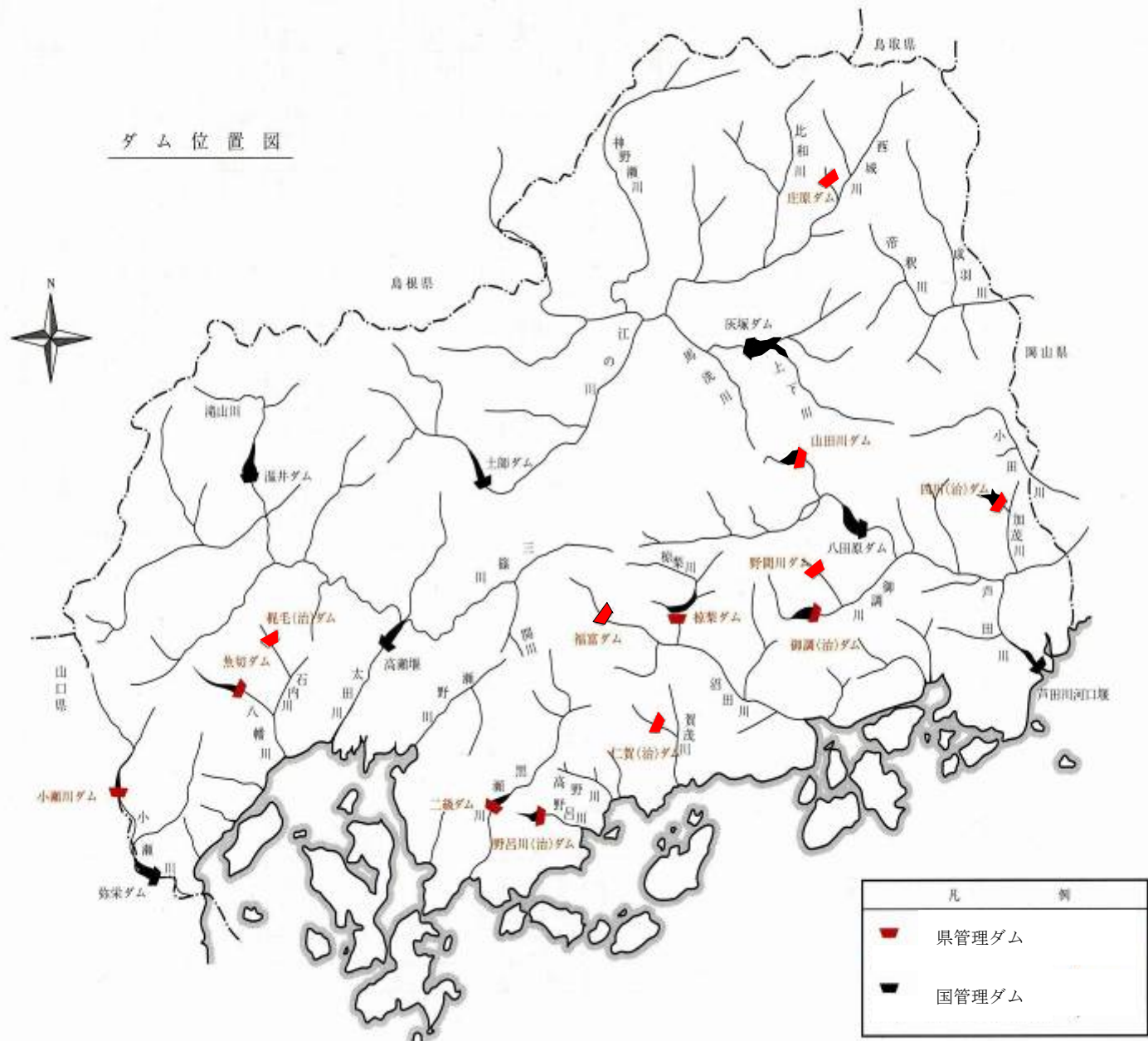
また、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

広島県のダム（国土交通省所管）

種 別	ダム名	事 業 者	水 系 及 び 河川名	位 置	目 的	型 式	ダ ム の 諸 元					目 的 の 主 な 内 容		施工年度	総事業費 (百万円)
							堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (km ²)	総貯水量 (千 m ³)	有効貯水量 (千 m ³)	洪水調節量 (m ³ /S)	開発水量 (m ³ /日)		
設 の ダ ム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式 コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16～S18	1.02
	小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31～S39	1,820
	棕梨ダム	広島県	沼田川 棕梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35～S43	2,030
	土師ダム	国 土 交通省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I. P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41～S48	10,010
	高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃 安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計画高水流量)	164,000	S45～S50	5,785
	芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市箕島町 〃 水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計画高水流量)	170,000	S44～S55	15,100
	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式 コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46～S56	16,900
	弥栄ダム	国 土 交通省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W. P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46～H2	110,000
	八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48～H9	108,000
	温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式 コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49～H13	175,000
	山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式 コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2～H17	8,060
	灰塚ダム	国 土 交通省	江の川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49～H18	180,000
	福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50～H21	37,070
	野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5～H24	5,800
	庄原ダム	広島県	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12～H28	7,200
治 水 ダ ム	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	150→75	—	S44～S50	2,320
	御調ダム	〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48～S63	13,900
	四川ダム	〃	芦田川 四 川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49～H17	22,250
	梶毛ダム	〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63～H20	16,950
	仁賀ダム	〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45～H23	20,200

(注) F：治水，I：工水，W：上水，P：発電，A：農水，N：不特定

ダム位置図



5 ダムの維持管理等

(1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも、ダム管理に必要な観測施設、通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け、それぞれの操作規則に従ってダムを管理している。

ダ ム 名	完 成 年 月	管 理 所 管	摘 要
小 瀬 川 ダ ム	昭和 39 年 6 月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
棕 梨 ダ ム	昭和 44 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野 呂 川 ダ ム	昭和 51 年 3 月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚 切 ダ ム	昭和 57 年 3 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御 調 ダ ム	平成 元 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
四 川 ダ ム	平成 17 年 1 月	東部建設事務所	
山 田 川 ダ ム	平成 18 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
梶 毛 ダ ム	平成 20 年 6 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福 富 ダ ム	平成 21 年 10 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
仁 賀 ダ ム	平成 24 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野 間 川 ダ ム	平成 25 年 6 月	東部建設事務所三原支所	
庄 原 ダ ム	平成 28 年 8 月	北部建設事務所庄原支所	

(2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

また、既設ダムを有効活用し、治水機能の向上を図るなど、ダム再生の取組を推進する。

令和 8 年度予算額

(単位：千円)

区 分	事 業 名	予 算 額	事業内容
補助公共事業	堰堤改良事業	572,250	魚切ダムなど 5 箇所の老朽化の著しい管理設備の改良・更新

※令和 7 年度 1 2 月補正（国補正対応分）含む

＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



急傾斜地崩壊対策工事
(福山市 神辺町 秋丸地区)

1 砂防関係事業の概要と整備方針

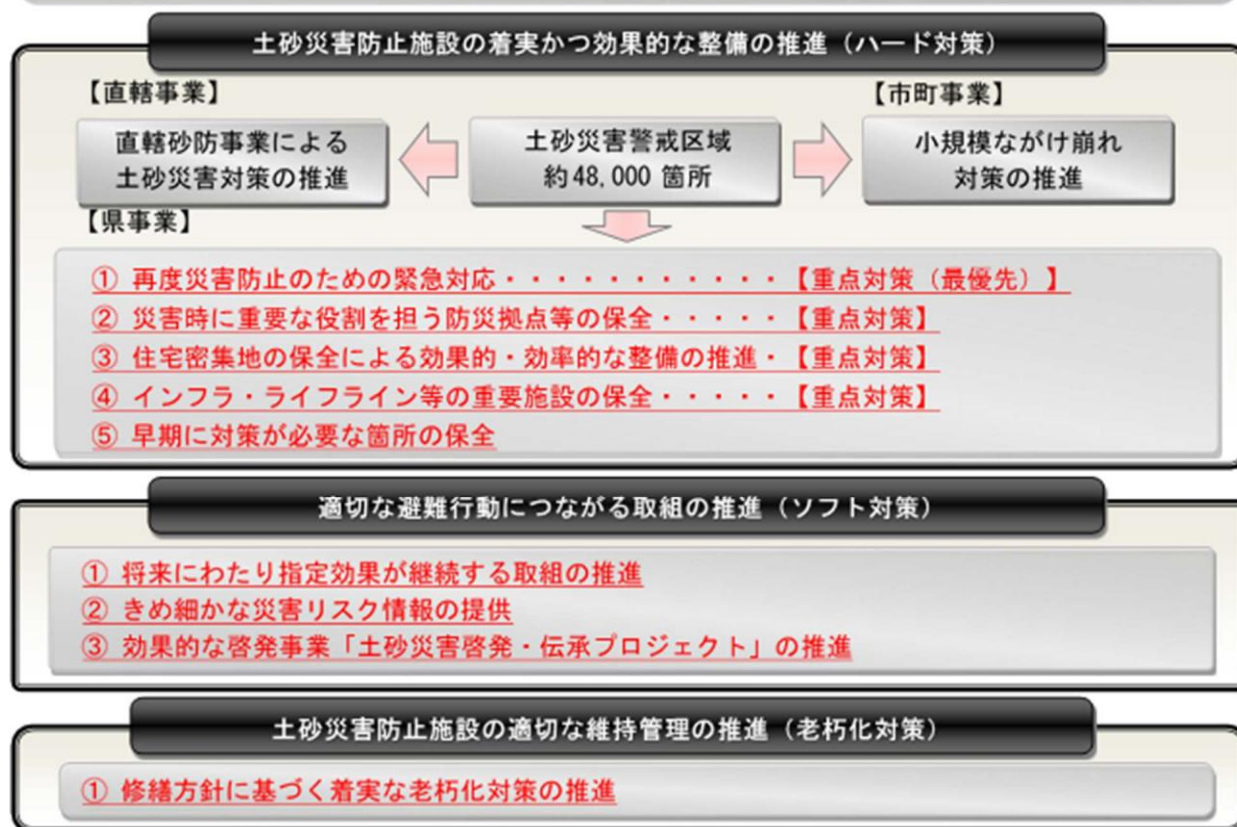
広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨に起因する、がけ崩れや、土石流等の土砂災害による被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成30年7月豪雨を踏まえ、土砂災害発生箇所における再度災害防止対策や地域の防災拠点の優先的保全など着実かつ効果的なハード対策や、警戒避難体制の充実など土砂災害から県民の命を守るために必要なソフト対策を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2021」を令和3年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策を推進することとしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン2021」の概要

ア 実施方針

（ハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進）

平成30年7月豪雨の被災地の再度災害防止に最優先で取り組む。また、今後も激甚化が懸念される土砂災害から県民の命と暮らしを守るため、効果的なハード対策を着実に進めるとともに、県民一人ひとりの適切な避難行動につながるソフト対策を推進する。



(2) 事業の概要

ア ハード対策

(7) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、国民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に砂防法が施行された。

本県には、16,934の土砂災害警戒区域（土石流）があるが、このうち令和7年度末までに2,092溪流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備の整備を進めている。

(イ) 地すべり対策

地下水等に起因して土地の一部が滑動し、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和 33 年に地すべり等防止法が施行された。

本県には、117 の土砂災害警戒区域（地すべり）があるが、このうち令和 7 年度末までに地すべり防止区域として指定済の 28 箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和 44 年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には、30,843 の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）があるが、このうち令和 7 年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の 2,242 箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めている。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和 60 年度から実施されている。

本県には、336 の雪崩危険箇所があるが、このうち 5 箇所が整備済みとなっている。

イ ソフト対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の認知度向上の取組

県内の土砂災害警戒区域等の指定が令和 2 年 6 月に完了した。これらの認知度を向上させるため、各自治体のハザードマップへの掲載や「土砂災害ポータルひろしま」などの web 媒体を通じた取組を進めてきた。また、土砂災害警戒区域等を有する 420 小学校区への「土砂災害警戒区域等を示したリスク情報標識」の設置に取組み、令和 5 年度に完了した。今後もさらなる認知度向上を図るべく公共施設等への設置拡大の取組を推進している。

(イ) きめ細かな災害リスク情報の提供

土砂災害の危険度が高まったときには土砂災害警戒情報を発表することにより、市町の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援している。

また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、1 km メッシュ毎に詳細な土砂災害発生危険度を表した土砂災害危険度情報をインターネットやNHK広島放送局のデータ放送などにより提供している。

さらに、AR技術の活用による災害リスクの可視化や土砂災害警戒情報の精度向上など、個人や地域ごとに最適な情報が届くようきめ細かな災害リスク情報の提供に取り組んでいる。

(ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

県民に土砂災害に対する防災意識を広く啓発するとともに、被災の事実を地域や子ども達に確実に伝承していくため、「啓発」・「防災教育」・「伝承」を 3 本柱とする「土砂災害啓発・伝承プロジェクト」を推進している。

県民一人一人にリスク情報を自ら取得してもらうための取組として、チラシやポスターの掲示、web 等を活用した情報発信、防災知識の向上を図る防災教室の開催など、土砂災害リスク情報の認知度向上を促すあらゆる取組の強化に取り組んでいる。

ウ 直轄砂防事業

これまで直轄砂防事業を実施してきた広島西部山系、安芸南部山系に加え、令和８年度に瀬野川水系における土砂・洪水氾濫対策の新規事業実施に併せて、平成３１年に設置された「広島西部山系砂防事務所」から名称変更し、「広島西部砂防事務所」を設置した。

(３) 区域の概況

(令和８年３月３１日 現在)

区分 事務所 (支所)	砂 防 指 定 地			地すべり防止区域		急傾斜地崩壊 危険区域		土砂災害警戒区域等							
	指 定 渓流数	指定 面積 (ha)	指定 延長 (km)	指 定 箇所数	指定 面積 (ha)	指 定 箇所数	指定 面積 (ha)	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		合計	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
西 部	551	3,466.4	582.7	2	20.1	625	353.2	3,331	2,869	5,943	5,622	5	0	9,279	8,491
呉 (支所)	295	891.4	229.9	0	0	770	500.7	1,459	1,326	2,643	2,436	0	0	4,102	3,762
廿日市 (支所)	159	794.3	195.0	1	52.1	147	93.3	886	789	1,351	1,303	6	0	2,243	2,092
安芸太田 (支所)	133	1,455.2	240.6	3	17	60	88.9	1,212	1,153	1,908	1,891	11	0	3,131	3,044
東広島 (支所)	222	1,756.9	268.8	1	10	200	195.6	1,970	1,828	3,531	3,396	3	0	5,504	5,224
東 部	145	3,193.6	188.4	8	126.3	151	109.3	2,006	1,772	4,859	4,727	30	0	6,895	6,499
三 原 (支所)	257	2,296.9	349.7	3	25.8	206	148.9	2,539	2,228	5,037	4,919	13	0	7,589	7,147
北 部	209	1,146.4	300.8	1	5.1	53	49.6	1,907	1,823	3,052	2,980	22	0	4,981	4,803
庄 原 (支所)	121	905.8	189.7	9	283.1	30	36.2	1,624	1,544	2,519	2,478	27	0	4,170	4,022
計	2,092	15,906.8	2,545.5	28	539.5	2,242	1,575.6	16,934	15,332	30,843	29,752	117	0	47,894	45,084

※ 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

※ 指定面積、指定延長は小数第２位を四捨五入

２ 令和８年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容		予 算 額
土砂災害防止施設の着実かつ効果的な整備の推進（ハード対策）	国直轄事業	広島西部山系等における土砂災害対策	1,753,338 (県負担金)
	県事業	被災地域及び防災拠点や住宅密集地等を保全する土砂災害対策	11,023,452
適切な避難行動につながる取組の推進（ソフト対策）	施設整備等による地形改変箇所における土砂災害警戒区域等の見直し等		204,749
	情報提供システムの充実等		124,950
土砂災害防止施設の適切な維持管理の推進（老朽化対策）	砂防施設の修繕、改築等		1,120,138
合 計			14,226,627

※令和７年度１２月・２月補正（国補正対応分）含む

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設について、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち伐採・除草や標識の補修・更新等については、一部を除く市町に対して事務を移譲している。

第4章 海岸



港湾海岸保全施設整備事業 尾道糸崎港海岸高西地区（福山市高西町）

1 海岸の概要

本県の海岸総延長は約 1,130km で、このうち海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）の規定に基づき約 590km が海岸保全区域に指定されている。内訳は、国土交通省（水管理・国土保全局）所管区域約 60km、国土交通省（港湾局）所管港湾区域約 354km^{*}、農林水産省（水産庁）所管漁港区域約 81km^{*}及び農林水産省（農村振興局）所管区域が約 95km^{*}である。（※ 重複区間を含む。）

海岸の整備は、高潮・波浪又は地盤変動による災害から、県民の生命と財産を防護するため、未整備海岸及び老朽化の著しい護岸、堤防の整備を重点的に推進するとともに、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら、利用しやすく、親しみやすい、潤いのある海岸環境の整備を推進する。

また、県沿岸の海岸の保全や海岸保全施設の整備に関する基本的な事項等を定めた「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 14 年に策定し、平成 26 年には、平成 16 年の高潮被害や平成 23 年の東北地方太平洋沖地震及び津波の発生を踏まえた高潮防護水準の見直しや地震・津波対策を盛り込んだ変更を行った。さらに、令和 8 年 3 月には、国の海岸保全基本方針の変更を踏まえ、気候変動の影響による海面上昇等を考慮した防護水準を確保するため、護岸等計画高さの見直し等の変更を行った。

(1) 海岸の管理区分

種 別	管理者	指 定	広 島 県
国土交通省海岸（水管理・国土保全局）	海岸保全区域の指定は知事		土 木 建 築 局
〃（港湾局）			〃
農林水産省海岸（水産庁）			〃
〃（農村振興局）			農 林 水 産 局

(2) 海岸の現況

（単位：km）

所 管 省 庁	海 岸 線 延 長	海 岸 保 全 区 域 長
総 数	1,128.553	589.932
国 土 交 通 省 （ 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 ）	376.365	59.952
（ 港 湾 局 ）	502.355 (5.464)	353.569 (5.464)
農 林 水 産 省 （ 水 産 庁 ）	153.237 (0.580)	80.929 (0.580)
（ 農 村 振 興 局 ）	96.596 (6.044)	95.482 (6.044)

（注）令和 6 年度（版）海岸統計による。

（ ）は、港湾局、水産庁及び農村振興局の重複区間で内数である。

2 海岸の整備方針

「ひろしま海岸防災プラン 2021（令和 3 年 3 月策定）」に基づき、高潮、波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し、県土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を進める。

ひろしま海岸防災プラン 2021

「ひろしま海岸防災プラン 2021」は、県の総合計画である「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画として策定している「社会資本未来プラン（土木建築局）」及び「2025 広島県農林水産業アクションプログラム（農林水産局）」における海岸部門の事業別整備計画として策定した計画である。

計画期間：令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度（5 年間）

投資予定額：概ね 150 億円

3 令和8年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予 算 額	説 明
公 共	国土 水 管 理 ・ 保 全 局	高 潮 対 策 事 業	189, 000	柿ノ浦海岸(廿日市市)など3 海岸の護岸工 事等
		計	189, 000	
	港 湾 局	港湾海岸保全施設事業	1, 169, 000	広島港（広島市）など12港の堤防、 護岸の改良、補強工事等
		海岸メンテナンス事業	209, 000	尾道糸崎港(三原市)の護岸及び瀬戸田港(尾 道市) の排水機場の老朽化対策工事
		国 直 轄 事 業 負 担 金 （ 海 岸 事 業 ）	360, 000	広島港の護岸の改良工事等
		計	1, 738, 000	
	水 産 庁	漁港海岸保全施設事業	283, 500	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備など3 漁 港の高潮対策工事
		海岸メンテナンス事業	73, 500	倉橋漁港（呉市）の水門の老朽化対策工事等
		計	357, 000	
	合 計		2, 284, 000	

※令和7年度12月補正及び2月補正(国補正対応分)含む

4 海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている約590kmの海岸のうち、土木建築局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局、港湾局)所管及び農林水産省(水産庁)所管の計約495kmについて、護岸や防潮扉の計画的な点検や修繕を行い、海岸保全施設の機能を維持する。

また、海岸保全区域については、海岸の適正な利用の促進と、海岸環境の保全を図り、海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理するとともに、それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても適正な管理を行う。

令和8度海岸維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	予 算 額
国土交通省(水管理・国土保全局) 海 岸 維 持 修 繕 費	海岸保全施設の機能維持	109,628
国 土 交 通 省 (港 湾 局) 海 岸 維 持 修 繕 費	〃	1,268,558
農 林 水 産 省 (水 産 庁) 海 岸 維 持 修 繕 費	〃	97,500

注：国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費は、港湾維持修繕費を含めた額である。

注：農林水産省(水産庁)海岸維持修繕費は、漁港維持修繕費を含めた額である。

第5章 空 港



広島空港の就航路線

1 広島空港の概要

(1) 広島空港の現状

広島空港は、3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000 m²の旅客ターミナルビル、3,900 m²の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

また、平成29年10月29日から、空港の運用時間が夜間1時間延長され、15時間（7：30～22：30）となっている。

令和7年度の旅客数は、国内定期路線は、コロナ前の令和元年度比で99.3%となった。また、国際定期路線は、令和2年3月下旬以降、全路線運休となっていたが、令和4年度に台湾線が復便、令和5年度に大連・北京線及び上海線が復便並びにソウル線が就航、令和6年度に香港線が復便及びハノイ線が就航、令和7年度は清州線が新規就航し、コロナ前の令和元年度比で157.6%となった。

令和3年7月から広島空港の運営を開始した広島国際空港（株）（以下「H I A P」）等と連携し、中国・四国地方の拠点空港として、また、本県の新たな経済成長を支えるグローバルゲートウェイとして、引き続き利便性の向上や利用促進を図る。

広島空港の概要

設 置 管 理 者		国土交通大臣	
飛 行 場 の 種 類		空港法第4条第1項第5号に掲げる空港	
供 用 開 始 日		平成5年10月29日（3,000m滑走路供用：平成13年1月25日）	
施 設 概 要	告 示 年 月 日	平成12年12月28日（運輸省告示414号）	
	管 理 面 積	1,948,484 m ²	
	基 本 施 設 （ターミナル拡張計画を含む。）	着 陸 帯	長 さ 3,120m×幅 300m
		滑 走 路	長 さ 3,000m×幅 60m
		誘 導 路	総延長 3,290m
		エ プ ロ ン	120,300 m ² （サブターミナルを含む。）
	航 空 灯 火	進入灯、進入角指示灯、中心線灯、滑走路灯、誘導路灯、エプロン照明灯等	
	通 信 施 設	遠隔空港対空通信施設、飛行場情報放送業務施設	
要	航空保安無線施設	I L S（計器着陸装置）、A S R（空港監視レーダー）、 S S R（二次監視レーダー）、 V O R／D M E（超短波全方向無線標識装置／距離測定装置）	
	気 象 観 測 施 設	滑走路視距離測定器、風向風速観測装置、雲高測定器等	
運 用 時 間		15時間（利用時間：7時30分から22時30分まで）	

(2) 主な施設整備等の状況（国土交通省事業）

時 期	内 容	目 的
平成 20 年 6 月	計器着陸施設の高度化（CAT-Ⅲa）	視界不良による欠航、ダイバート（目的外空港への着陸）、遅延等の改善
平成 21 年 7 月	計器着陸施設の高度化（CAT-Ⅲb）	
令和 3 年 4 月以降	滑走路端安全区域（RESA）の整備	航空機がオーバーラン及びアンダーシュートした場合に航空機の損傷を軽減

(3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとしては、広島（広島駅新幹線口・広島バスセンター）、呉、三原、福山、西条からの空港アクセスバス、ＪＲ白市駅からの空港連絡バス、竹原、忠海、尾道、宮島口、五日市駅北口、福山駅からの乗合タクシーの計 13 路線が運行されている（令和 8 年 4 月 1 日現在）。

空港アクセスバス等の利便性向上については、平成 28 年 1 月に、ＪＲ白市駅のバリアフリー化（跨線橋の架替、エレベーター設置等）、平成 29 年度には、ＪＲ白市駅・広島空港間の主要地方道（東広島本郷忠海線）に凍結防止剤散布装置等を設置し、ＪＲ白市駅からの空港連絡バスの定時性向上につなげた。

さらに、令和 2 年 1 月に、広島空港及び広島県内計 8 か所（広島空港（国内線・国際線）、広島バスセンター（２番ホーム、券売機待合）、広島駅新幹線口、中筋駅バス停、福山駅、白市駅）に、空港アクセスバス等の発車時刻や運行状況等を表示するデジタルサイネージを設置した。

今後は、広域的かつ利便性の高い空港アクセスネットワークの構築に向けて、「広島空港アクセス対策アクションプログラム」に基づき、関係機関との連携・協力の下、トリプルウェイの早期完成やアクセス向上に資する道路の整備、広島空港とダイレクトアクセス可能な拠点の拡充、多様なニーズに対応できる交通モードの確保等の各種取組を推進する。

また、ＨＩＡＰにおいては、駐車場機能及びレンタカー機能の強化のため、令和 5 年 4 月にターミナル前に新たな立体駐車場を整備し駐車場予約サービスの運用を開始するとともに、令和 6 年 7 月に、ワンストップでのサービス提供が可能な中四国最大級のレンタカー統合施設「RENT-A-Car. Port のりんちやい」を開設した。

(4) 航空ネットワークの維持・拡充

ＨＩＡＰや官民で構成される広島空港振興協議会等と連携し、既存路線の早期復便や増便に取り組む。

(5) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため、平成 6 年 3 月に設立した広島空港振興協議会（会長：広島県商工会議所連合会会頭、構成員：県、広島市、ＨＩＡＰ、経済団体等）において、就航路線の利用促進などの需要の拡大を図る。

(6) 空港経営改革の導入

広島空港が、本県の経済成長を促す役割を担うとともに、中四国地方の拠点空港として今後も継続的に発展していくため、県は平成 29 年 3 月に「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」を策定し、広島空港の空港経営改革を推進することとした。

国は、平成 31 年 3 月から導入・空港運営権者の選定手続を本格的に開始し、令和 3 年 7 月に空港運営権者として選定された H I A P による空港運営が開始された。

県の基本方針も反映された H I A P の提案「将来ビジョン」を共有し、その実現に向けて連携して取り組むために、H I A P と県は 30 年間にわたるパートナーシップ協定を締結した。

(7) 令和 8 年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	予 算 額	事 業 内 容
直轄空港建設費等負担金	843,319	広島空港の施設整備等に係る直轄負担金
空港関連施設等管理費	101,823	広島空港周辺県有地の管理等
空港周辺対策事業	35,315	広島空港周辺の環境対策等
空港振興事業	159,809	空港運営権者等と連携した、航空ネットワークの拡充及び空港アクセスの利便性向上等
合 計	1,140,266	

参考 広島空港の定期航空路線の概要（令和８年夏ダイヤの運航計画）

（１）国内線の現況

（令和８年３月３１日 現在）

地 域	路 線	航 空 会 社	便数／日	令和元年度 旅客数	令和７年度 旅客数	対令和元 年度比	備 考
北 海 道	札 幌 (新千歳)	全日本空輸	1	167,840 人	211,775 人	126.2%	H27.10.25～ (S61.3.1～)
		日本航空	1				H8.8.2～
東 北	仙 台	IBEX エアラインズ (全日本空輸)	3	76,585 人	122,610 人	160.1%	H21.9.1～ (H4.10.25～)
東 京	成 田	IBEX エアラインズ (全日本空輸)	運休	249,857 人	64,115 人	25.7%	H15.8.1～ R2.10.24～運休
		スプリング ジャパン	1				H26.8.1～
	東 京 (羽 田)	全日本空輸	8	2,035,207 人	1,939,114 人	95.3%	S37.10.14～
		日本航空	7				H2.7.21～ (S63.7.23～)
沖 縄	那 覇	全日本空輸	1	135,896 人	132,225 人	97.3%	S61.4.26～
<定期便計>	5路線	4社	日 22 便	2,665,385 人	2,469,839 人	92.7%	
チャーター便				4,140 人	4,468 人	107.9%	
<国 内 線 合 計>				2,669,525 人	2,474,307 人	92.7%	

（２）国際線の現況

（令和８年３月３１日 現在）

国・地域	路 線	航 空 会 社	便数／週	令和元年度 旅客数	令和７年度 旅客数	対令和元 年度比	備 考
韓 国	ソ ウ ル	チェジュ航空	14	36,563 人	205,413 人	561.8%	R5. 7. 13～
	清州	エアロ K 航空	4	—	33,599 人	皆増	R7.11.19～
中 国	大連・北京	中国国際航空 (全日本空輸)	2	33,827 人	9,831 人	29.1%	H10.2.26～
	上 海	中国東方航空 (日本航空)	7	57,773 人	50,070 人	86.7%	H8.2.6～ (H23.7.22～成都延伸) H30.3.25～成都延伸休止
台 湾	台 北	チャイナエアライン (日本航空)	5	84,778 人	72,708 人	85.8%	H16.6.2～
香 港	香 港	香港エクスプレス	4	42,264 人	60,261 人	142.6%	H27.10.27～
ベトナム	ハノイ	ベトジェットエア	4	—	46,027 人	皆増	R6.5.12～
シンガ ポール	シンガ ポール	シルクエアー (シンガポール航空)	運休	34,378 人	0 人	0.0%	H29.10.30～ R2. 3.27～運休
タ イ	バンコク	ノックエア	運休	5,160 人	0 人	0.0%	R 元.12.18～ R2.3.8～運休
<定期便計>	9路線	9社	週 40 便	294,743 人	477,909 人	162.1%	
チャーター便				9,940 人	2,314 人	23.3%	
<国 際 線 合 計>				304,683 人	480,223 人	157.6%	

2 広島ヘリポートの概要

(1) 広島ヘリポートの管理・運営

平成 22 年 10 月 30 日の定期路線の撤退により、小型機専用飛行場として運営していた広島西飛行場を平成 24 年 11 月 15 日付けで廃止、同日付けで広島ヘリポートとして供用開始し、ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお、広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後、段階的にヘリポート区域を縮小し、平成 27 年 4 月から最終形区域での供用を開始した。また、この最終形区域での供用開始に合わせて、指定管理者制度を導入し、「日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体」が指定管理者として管理運営を行っている（令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで〔5 年間〕）。

また、広島ヘリポート管理事務所の老朽化が進んでいたため、旧広島西飛行場ターミナルビルを取得し、建物の改修及び管理事務所の移転を行い、令和元年 9 月から新管理事務所での業務を開始した。さらに、令和 3 年 4 月に旧管理事務所棟の解体工事と外構工事（柵設置等）が完了した。

広島ヘリポートの概要

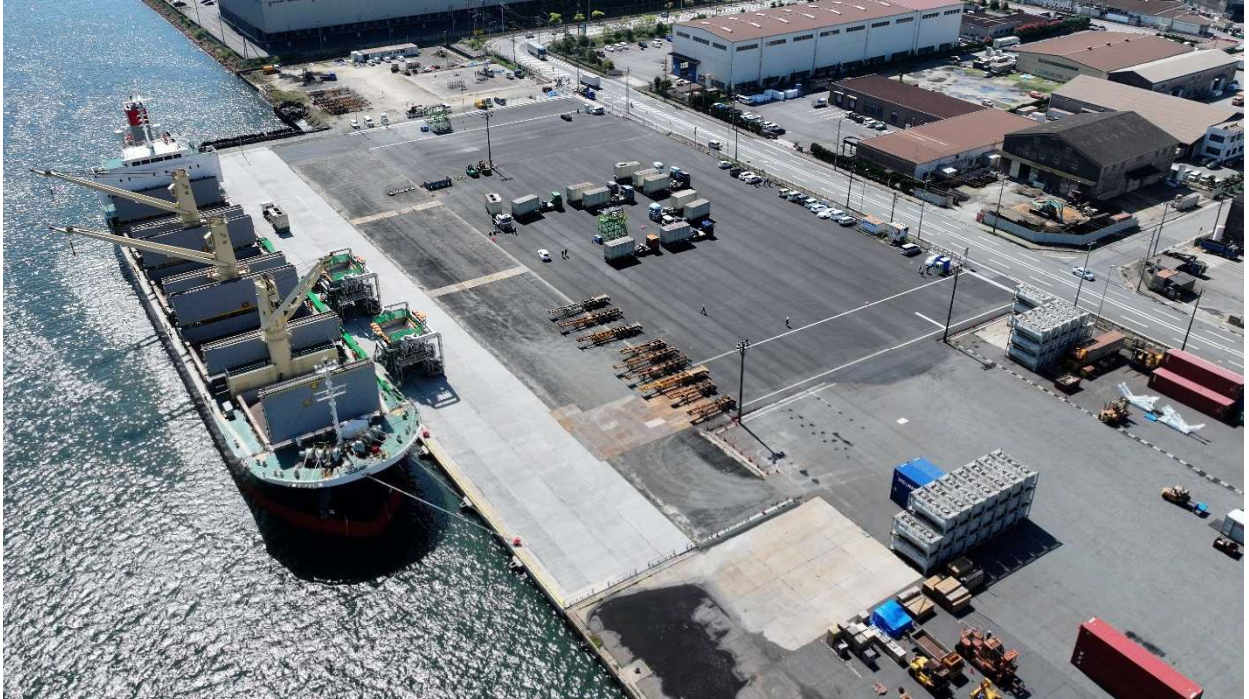
設 置 管 理 者		広島県	
飛 行 場 の 種 類		陸上ヘリポート（公共用）	
供 用 開 始 日		平成 24 年 11 月 15 日	
施 設 概 要	管 理 面 積	108,280 m ²	
	基 本 施 設	着 陸 帯	長さ 35m, 幅 30m
		誘 導 路	長さ 28m, 幅 9 m
		エ プ ロ ン	20,574 m ² 、スポット 14
	航 空 灯 火	飛行場灯台、誘導路灯、風向灯、境界灯、境界誘導灯	
	通 信 施 設	対空通信施設一式	
運	気 象 観 測 施 設	風向風速観測装置等	
	用 時 間	10 時間 30 分（利用時間：8 時 30 分から 19 時 00 分まで）	

(2) 令和 8 年度の事業内容

（単位：千円）

区 分	予 算 額	事 業 内 容
広島ヘリポート管理費	141,785	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	85,560	ヘリポート施設の整備等
広島ヘリポート維持修繕費	10,180	ヘリポート施設の維持管理等
計	237,525	

第6章 港湾・漁港



福山港ふ頭再編改良事業（箕島地区）

1 港湾の概要

(1) 港湾数

瀬戸内海に面し、大小 130 余の島々が散在する本県は、全国第 6 位の 44 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 3 港、地方港湾 40 港）の港湾を擁し、うち県管理港湾は 27 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 2 港、地方港湾 24 港）を数える。

(2) 港湾施設一覧表（港湾管理者分のみ）

ア 県管理港湾

（令和 8 年 3 月 31 日 現在）

港 湾 名	港 格	所 在 地
広島港	国際拠点	広島市、廿日市市、海田町、坂町
福山港	重要	福山市
尾道糸崎港 （尾道地区）	〃	尾道市
尾道糸崎港 （糸崎地区）	〃	三原市
尾道糸崎港 （松永地区）	〃	福山市
国際拠点港湾及び重要港湾小計		3
横田港	地方	福山市
千年港	〃	〃
佐木港	〃	三原市
須波港	〃	〃
土生港	〃	尾道市
重井港	〃	〃
中浜港	〃	〃
生口港	〃	〃
瀬戸田港	〃	尾道市、三原市
忠海港	〃	竹原市
竹原港	〃	〃
川尻港	〃	呉市
木江港	〃	大崎上島町
鯉崎港	〃	〃
大西港	〃	〃
御手洗港	〃	呉市
蒲刈港	〃	〃
釣士田港	〃	〃
小用港	〃	江田島市
鹿川港	〃	〃
中田港	〃	〃
三高港	〃	〃
厳島港	〃	廿日市市
大竹港	〃	大竹市
地方港湾小計		24
合 計		27

イ 市町管理港湾

（令和 8 年 3 月 31 日 現在）

港 湾 名	港 格	所 在 地
呉港	重要	呉市
重要港湾小計		1
阿伏兎港	地方	福山市
福田港	〃	尾道市
棕浦港	〃	〃
安芸津港	〃	東広島市
吉悪港	〃	呉市
小用港	〃	〃
大迫港	〃	〃
袋の内港	〃	〃
大須港	〃	江田島市
津久茂港	〃	〃
鷺部矢の浦港	〃	〃
鹿田港	〃	〃
内海港	〃	〃
大柿港	〃	〃
波多見港	〃	呉市
奥の内港	〃	〃
地方港湾小計		16
合 計		17

(3) 港湾の整備方針

「広島県みなと・空港振興プラン 2021（令和 3 年 3 月策定）」に基づき、「みなと振興の重点化」「港湾・漁港施設の有効活用」「港湾・漁港施設の適正な維持管理」の 3 つの基本方針を基に実施計画を策定し、事業を推進する。

【広島県みなと・空港振興プラン 2021】

計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

投資予定額：概ね 360 億円

(4) 令和8年度事業の内容

(単位:千円)

事業名		事業種別	事業内容	予算額
港湾事業	公共	港湾改修事業	広島港（広島市）など4港の防波堤、臨港道路等の工事	798,000
		港湾環境整備事業	尾道糸崎港（三原市）など3港の埋立等の工事	797,200
		港湾補修事業	広島港（広島市）など4港の臨港道路等の補修工事	159,000
		港整備交付金事業	尾道糸崎港（三原市）など10港の浮桟橋、防波堤等の工事	2,217,000
		国直轄事業負担金（港湾事業）	広島港・尾道糸崎港及び福山港の岸壁等の国直轄事業負担金	[4,099,333] 1,831,700 []は直轄事業費
		計		6,021,700
	単独	港湾改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事	1,662,185
	維持	港湾維持修繕費	浮桟橋等の港湾施設及び護岸、堤防、防潮扉等の海岸保全施設の補修・点検等や沈没船処理等	1,268,558
		その他	市町土木工事受託費	90,936
	一般会計合計			9,043,379
	特別会計	荷捌施設整備事業	○ 広島港関係 6,174,000 ・ 出島地区など 6,174,000 ○ 福山港関係 40,000 ・ 箕沖地区 40,000	6,214,000
		広島港運営費	広島港の管理・運営に要する費用	1,839,007
		尾道糸崎港運営費	尾道糸崎港の管理・運営に要する費用	62,401
		福山港運営費	福山港の管理・運営に要する費用	202,620
		港湾振興事業	広島港、福山港などのポートセールス活動等に要する費用	24,036
		造成地分譲促進事業	臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用	49,014
		公債費	港湾施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用	7,788,970
		諸支出金	港湾整備事業基金積立金等	214,775
	特別会計合計			16,394,823
合計				25,438,202

※令和7年度12月及び2月補正（国補正対応分）含む

(5) 主な港湾整備事業の概要

ア 国際拠点港湾広島港の整備

(7) ねらい

国際物流・国際交流拠点を担う中核国際港湾として、必要な港湾施設の整備を行い、国際拠点港湾広島港のグローバルゲートウェイ機能を強化する。

(イ) 令和8年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
宇品・出島地区	直轄事業	耐震強化岸壁等	890,200	県負担金 (事業費 2,056,000)
	県事業	浚渫土受入	500,000	
	県事業	港湾関連用地造成等	3,577,000	
そ の 他	県事業	防波堤、補修等	820,000	
計			5,787,200	

※令和7年度12月及び2月補正(国補正対応分)含む

イ 重要港湾尾道糸崎港の整備

(7) ねらい

尾道糸崎港は、県東部の物流・人流の拠点を目指し、輸入木材の取扱拠点港としての機能強化を図るとともに、ウォーターフロント空間の創出などの新たな要請に対応した施設整備を進める。

(イ) 令和8年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
機 織 地 区	直轄事業	泊地(ー10m)	220,000	県負担金 (事業費 440,000)
貝 野 地 区	県事業	浚渫土受入	200,000	
そ の 他	県事業	浮桟橋・緑地等	906,800	
計			1,326,800	

※令和7年度12月及び2月補正(国補正対応分)含む

ウ 重要港湾福山港の整備

(7) ねらい

広島県東部地域の物流、産業の拠点として、物流需要の増大、輸送の効率化等に対応するため、グローバルゲートウェイ機能の強化や航路機能の回復を推進するとともに、快適な港湾空間の形成を図る。

(イ) 令和8年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
箕沖・箕島地区	直轄事業	岸壁、航路・泊地等	721,500	県負担金 (事業費 1,603,333)
	県事業	ふ頭	40,000	
計			761,500	

※令和7年度12月及び2月補正(国補正対応分)含む

(6) 港湾の振興

ア ねらい

広島港・福山港の中国・四国地域におけるグローバルゲートウェイ（世界に開かれた玄関口）としての機能強化を図るため、引き続き、積極的なポートセールスを実施する。

さらに、広島港においては、平成 29 年 4 月から出島・海田コンテナターミナルについて、民間の経営手法を生かした運営を（株）ひろしま港湾管理センター（港湾運営会社）が行っており、協調して航路拡充や貨物量の増大を目指す。

このほか、令和 6 年 3 月 30 日に「広島港クルーズターミナル」が供用開始したことから、クルージングやクルーズ客船の寄港をより促進し、みなとの賑わい創出に努める。

イ 事業の概要及び令和 8 年度の予算額

（単位：千円）

区 分	事 業 内 容	予算額
振興協会助成事業	広島港振興協会、東部港湾振興協会への助成（利用促進、広報宣伝）	4,800
ポートセールス強化事業	・新規航路開設やコンテナ取扱貨物量の増加に向けた助成制度の実施 ・海外ポートセールス、国内ポートセールスの展開	17,086
瀬戸内海クルージング促進事業	・クルージング需要の掘り起こし（瀬戸内クルージングポータルサイト運営） ・クルーズ客船の誘致・受入体制の充実（客船寄港時のおもてなし実施）	57,578

ウ 広島港、福山港の利用状況等

海外定期航路の状況

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

港 名	航路名	便 数	港名	航路名	便 数
広島港	韓国航路	週 7 便	福山港	韓国航路	週 3 便
	中国航路	週 7 便		中国航路	週 6 便
	台湾・香港航路	隔週 1 便		台湾・香港航路	隔週 1 便
	北米航路	月 1 便			
	中国・東南アジア航路	週 1 便			

エ 広島港クルーズ客船寄港回数（令和 7 年度）

ふ頭名	水深	寄港回数
宇品外貿	水深-10m	89 回
五日市	水深-12m、-11m	21 回
合計	—	110 回

(7) 港湾整備事業造成地等分譲事業

港湾整備事業による造成地等について、それぞれの処分計画に基づき、早期に分譲を進める。

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

分 譲 地	用 途	面 積				分譲率 c/b
		分譲計画 a	竣功済 b	分譲済 c	未分譲 b-c	
広島港元宇品地区	企業移転ほか	1.7ha	1.7ha	1.7ha	—	100.0%
広島港宇品内港地区	商業施設ほか	15.5ha	15.5ha	15.5ha	—	100.0%
広島港出島地区	保管施設ほか	53.0ha	29.0ha	26.5ha	2.5ha	91.4%
広島港五日市地区	企業移転ほか	46.9ha	46.9ha	45.9ha	1.0ha	97.9%
広島港廿日市地区	港湾関連	13.0ha	13.0ha	13.0ha	—	100.0%
大竹港晴海地区	商業施設ほか	13.3ha	13.3ha	13.3ha	—	100.0%
尾道糸崎港松浜地区	港湾関連ほか	4.7ha	3.6ha	3.6ha	—	100.0%
福山港内港地区	大学設置ほか	4.9ha	4.9ha	4.9ha	—	100.0%
合 計		153.0ha	127.9ha	124.4ha	3.5ha	90.9%

※分譲済面積には、事業用定期借地及び立地協定での分譲面積を含む。

2 漁港の概要

(1) 漁港数

漁業活動の基盤である広島県下の漁港は 44 漁港が指定されており、そのうち第三種漁港は 1 漁港のみで、第二種漁港が 18 漁港、第一種漁港が 25 漁港と小規模な漁港が多い。

(2) 県内漁港一覧表

ア 県管理漁港

(令和 8 年 3 月 31 日 現在)

漁港名	種類	所在地
草 津	第三種	広島市
第 三 種 漁 港 小 計		1
音 戸	第二種	呉市
安 浦	〃	〃
倉 橋	〃	〃
豊 島	〃	〃
吉 和	〃	尾道市
走	〃	福山市
平	〃	〃
横 田	〃	〃
箱 崎	〃	〃
地 御 前	〃	廿日市市
塩 屋	〃	〃
沖 浦	〃	大崎上島町
第 二 種 漁 港 小 計		12
五 日 市	第一種	広島市
第 一 種 漁 港 小 計		1
合 計		14

イ 市町管理漁港

(令和 8 年 3 月 31 日 現在)

漁港名	種類	所在地
阿 多 田	第二種	大竹市
玖 波	〃	〃
畑	〃	江田島市
柿 浦	〃	〃
美 能	〃	〃
深 江	〃	〃
第 二 種 漁 港 小 計		6
大 屋	第一種	呉市
情 島	〃	〃
大 地 蔵	〃	〃
田 原	〃	〃
長 谷	〃	〃
原	〃	〃
竹 原	〃	竹原市
能 地	〃	三原市
須 波	〃	〃
大 町	〃	尾道市
串 浜	〃	〃
海 老	〃	〃
泊	〃	〃
干 汐	〃	〃
立 花	〃	〃
西 浦	〃	〃
鏡 浦	〃	〃
福 山	〃	福山市
大 芝 北	〃	東広島市
大 芝 南	〃	〃
上 ノ 浜	〃	廿日市市
梅 原	〃	〃
丸 石	〃	〃
世 上	〃	江田島市
第 一 種 漁 港 小 計		24
合 計		30

(3) 漁村事業（漁業集落環境施設整備）

漁港区域背後地域の生活環境の向上のため、生活雑排水の処理を行う漁業集落排水施設整備や地域の憩いの場となる公園整備、狭隘な集落道路を改善することにより水産業を核とした快適で潤いのある豊かなまちづくりを推進する。

(4) 漁港の整備方針

漁港に関連する事業は、産業として自立できる水産業の確立に向けて、より経営力の高い担い手の育成や農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保に資する漁港施設等の基盤整備を進める。具体的には、実施計画である「広島県みなと・空港振興プラン 2021」に基づき事業を推進していく。

(5) 令和8年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		事業種別	事業主体	施行計画量等	予算額
漁港事業	公共	地域水産物供給基盤整備事業(機能保全)	県	箱崎漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	215,250
			市町	美能漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	165,750
		地域水産物供給基盤整備事業(水産流通)	県	草津漁港の漁港施設の耐震改良工事	262,500
		漁業集落環境整備事業	市町	能地漁港外の集落排水施設等の設備補修	44,670
		港整備交付金事業	県	倉橋漁港外の防波堤・浮桟橋等の整備	202,650
		港整備交付金事業	市町	阿多田漁港の浮桟橋の整備	75,000
		計			
	単独	漁港改良事業	公共事業の補完整備やそれに必要な調査設計		141,865
	維持	漁港維持修繕費	漁港施設及び漁港海岸保全施設の維持修繕等		97,500
	他	県管理漁港管理費	県管理漁港の管理・運営に要する経費		12,742
	一般会計合計				1,217,927
	特別会計	五日市漁港運営費	五日市漁港フィッシャリーナの管理・運営に要する費用		21,855
	特別会計合計				21,855
合計					1,239,782

※令和7年度12月及び2月補正(国補正対応分)含む

3 検潮所設置状況

瀬戸内海は干満の差が極めて大きいことから、県内各地の潮位を継続的に観測して、工事用基準面、高潮堤防天端高等の適正な設定を図ることとする。

(令和8年3月31日 現在)

検 潮 所 名	所 在 地	検 潮 器 型 式	設 置 年 月
呉 港	呉市阿賀南七丁目	フース型D F T－3型	(H22. 7) S 26. 2
尾道糸崎港尾道地区	尾道市西御所町	フース型D F T－3型	(H23. 3) S 26. 9
〃 糸崎地区	三原市城町三丁目	水晶水压式	(H19. 10) S 26. 4
大 竹 港	大竹市晴海二丁目	水晶水压式	(H26. 3) S 25. 4
広 島 港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース型D F T－3型	(H24. 2) S 25. 4
柿 浦 漁 港	江田島市大柿町柿浦	フース型D F T－3型	(H24. 3) S 26. 2
倉 橋 漁 港	呉市倉橋町海越	フース型D F T－3型	(H29. 3) S 26. 12
竹 原 港	竹原市塩町一丁目	フース型D F T－3型	(R 2. 9) S 25. 12
御 手 洗 港	呉市豊町久比	フース型D F T－3型	(R 2. 7) S 26. 1
木 江 港	豊田郡大崎上島町木江	水晶水压式	(R 3. 3) S 30. 1
土 生 港	尾道市因島田熊東町	フース型D F T－3型	(H27. 3) S 25. 12
横 田 港	福山市内海町曾根	水晶水压式	(R 3. 3) S 28. 6
福 山 港	福山市引野町沖浦	フース型D F T－3型	(H22. 7) S 43. 5

注 上段（ ）書は、計器更新年月である。

4 海域の管理

(1) 公有水面埋立免許

海面の埋立ては、公有水面埋立事務取扱要領により事務の合理化に努めているところであるが、土地利用上の必要性（国土の保全）、環境の保全等を厳正に審査し、調和のとれた免許を行う。

(2) 港湾区域、漁港区域及び一般海域の管理

港湾法及び漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、港湾区域及び漁港区域のより適正な管理に努めるとともに、一般海域についても、広島県の管理に関する条例及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図る。

第7章 都市



都市計画道路栗柄広谷線における扇橋供用開始

1 都市行政の課題

現行の都市計画法は、高度経済成長期に都市への急速な人口・諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が深刻化していた社会経済状況を背景に、線引き制度、開発許可制度等の導入を骨格として昭和43年に制定されたものである。以来、都市のスプロール化の防止を図る一方、計画的な新市街地の開発・誘導など、集中する人口や諸機能を都市内にいかに配置するかという点に重点を置いた、土地利用追従型の運用がなされてきた。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきている。

特に、これまで我が国が経験したことのない急激な人口減少・超高齢社会を迎え、これまでの人口増加や成長・拡大を前提とした都市づくりから、一定の区域に無駄なく必要な都市のサービス機能を集約化した集約型都市構造への転換を図っていくことが、これからの都市づくりに強く求められている。このような大きな転換点の中、高度経済成長期に建てられた建築物の更新期の到来を迎え、空き地、空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」と呼ぶべき事象が進行するなど、コンパクトなまちづくりの推進に向けた新たな課題も発生している。

また、異常気象により、全国的にこれまで経験のない災害が頻発しており、本県においても頻繁に襲う豪雨災害では甚大な被害が繰り返し発生しており、災害リスクの高い区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。加えて、東日本大震災等の教訓を踏まえた南海トラフ地震等の広域災害への対策が求められるなど、これからの都市づくりにおいては、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策により、都市の災害リスクを低下させ、災害発生時においても人命を守り、被害を最小限に止めることが喫緊の課題となっている。

さらに、新型コロナの感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与え、外出自粛や人との接触機会の低減の観点から、オンライン授業やテレワークの拡大など、人々のライフスタイルや価値観が大きく変化した。この「新しい生活様式」に対応した、ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出が求められている。

一方で、2つの世界文化遺産をはじめとした多様な地域資源を有する本県では、国内外から多様な人々を呼び込み、地域の活力やイノベーションの原動力を生み出すため、多様な人材をひきつける魅力的な自然的環境や景観等の保全・創出が重要となっている。

こうした都市づくりに求められる様々な要請に的確に応えるには、都市計画行政は、多角的な視点を持ち、将来の都市像を明確化した上で、社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の積極的な運用と、都市計画における県と市町の連携・協働をより一層推進することで、新たな都市づくりに向けて、行政・民間事業者・住民が一体となって取り組んでいく必要がある。

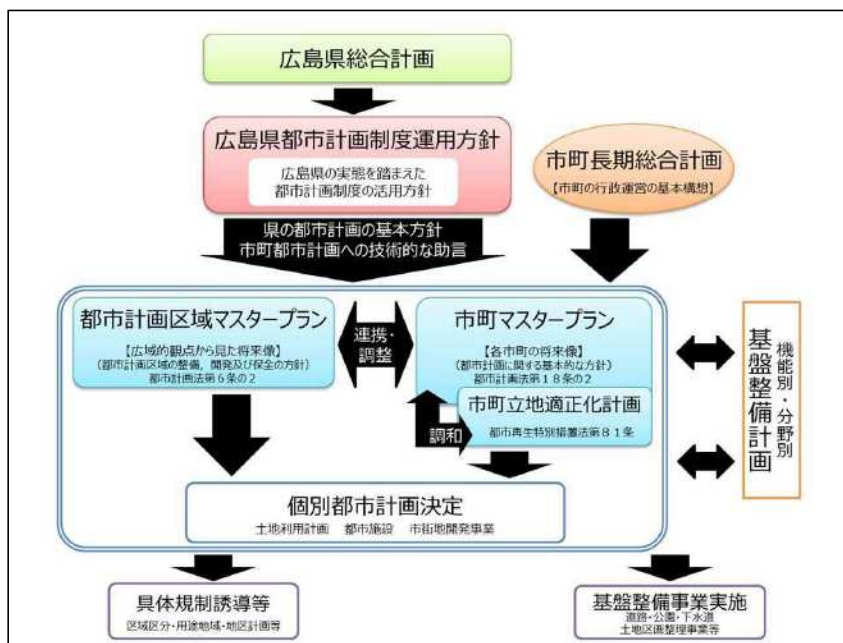
2 都市計画行政の取組方針

(1) 広島県都市計画制度運用方針

本県の都市づくりの透明化や都市計画制度の積極的な活用、県と市町の都市計画における一層の連携と協働の実現に向け、今後の県の都市計画制度の運用についての基本方針として、平成14年3月に「広島県都市計画制度運用方針」を策定し、運用してきた。

その後、人口減少・超高齢社会の到来や大規模災害の頻発、インバウンドなどの交流人口の増加等といった社会経済情勢の変化に的確に対応するため、令和元年12月に「広島県都市計画制度運用方針」を改定している。

改定した「広島県都市計画制度運用方針」では、本県の都市を取り巻く課題や潮流を踏まえ、本県における都市の目指すべき将来像を設定し、将来像に向けた運用方策を策定した。



広島県都市計画制度運用方針とマスタープランの位置づけ

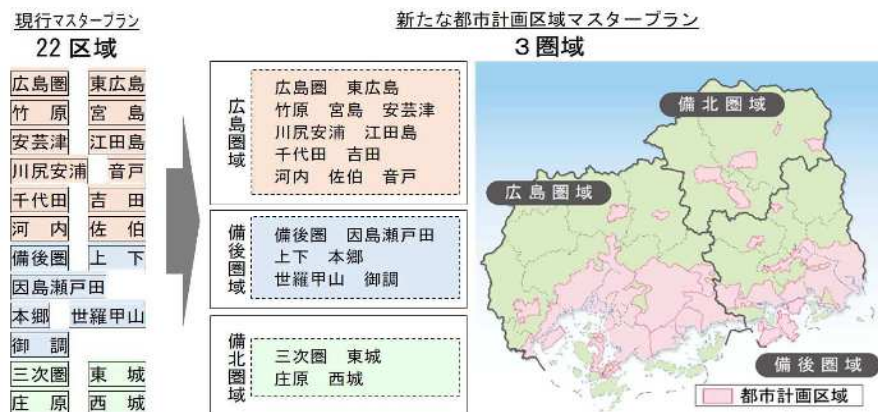
(2) 広島県都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくものである。

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針や、主要な都市計画の決定の方針など、都市計画の基本的な方針を県民に示すとともに、各市町が行うまちづくりの指針としての役割を担う。

広島県では、これまで22の都市計画区域ごとに都市計画区域マスタープランを策定していたが、広域的な視点に立って都市づくりを進めていく必要があることから、都市計画区域を越えて強い結びつきのある一体的な地域（圏域）として「広島圏域」「備後圏域」「備北圏域」の3圏域を設定し、圏域を単位とした新たな都市計画区域マスタープランを令和3年3月に策定した。

また、民間建築活動を誘導し、都市再生により都市の価値を維持・向上していくことをねらいとして、市街化区域を有する広島圏都市計画区域及び備後圏都市計画区域において、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発の方針の策定を行っている。

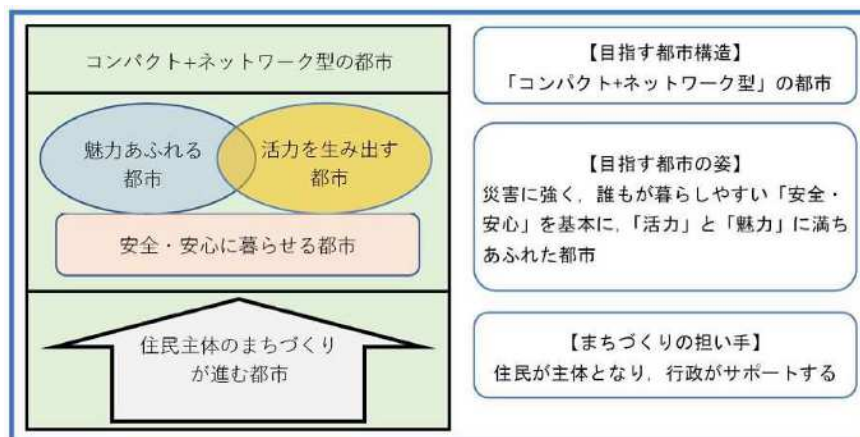


ア 広島県における都市の目指すべき将来像

医療・福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト+ネットワーク型」の都市を再構築する。

また、災害に強く、誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する新たな価値観を踏まえ、様々な人材や企業をひきつける「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を、「住民が主体」となり、行政がサポートしながら協働で作りに上げていく。

これらの将来像は、交通や安全・安心などの分野におけるデジタル技術やデータなどを積極的に活用し、スマートシティの取組を進めながら実現していく。



将来像のイメージ

イ 目標年次

圏域の長期的な発展方向を踏まえ、最新の国勢調査が行われた年次を基準とし、策定から概ね 20 年後(令和 22 (2040) 年)の都市の姿を展望しつつ、概ね 10 年以内の各々の都市計画の整備目標を定める。

基準年次	目標年次
平成 27 (2015) 年	令和 12 (2030) 年

ウ 新たな都市計画区域マスタープランの要点

(ア) コンパクト+ネットワーク型の都市

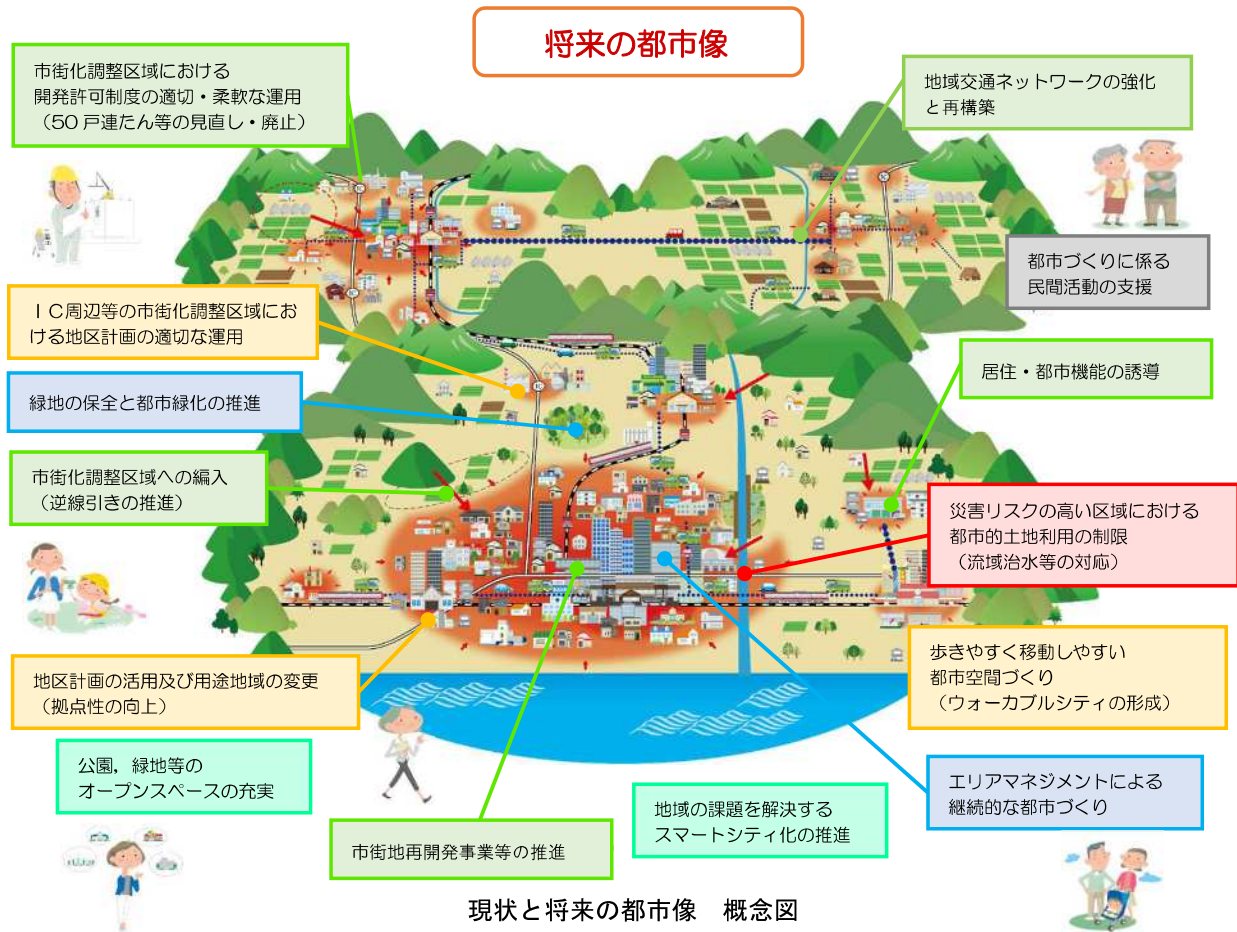
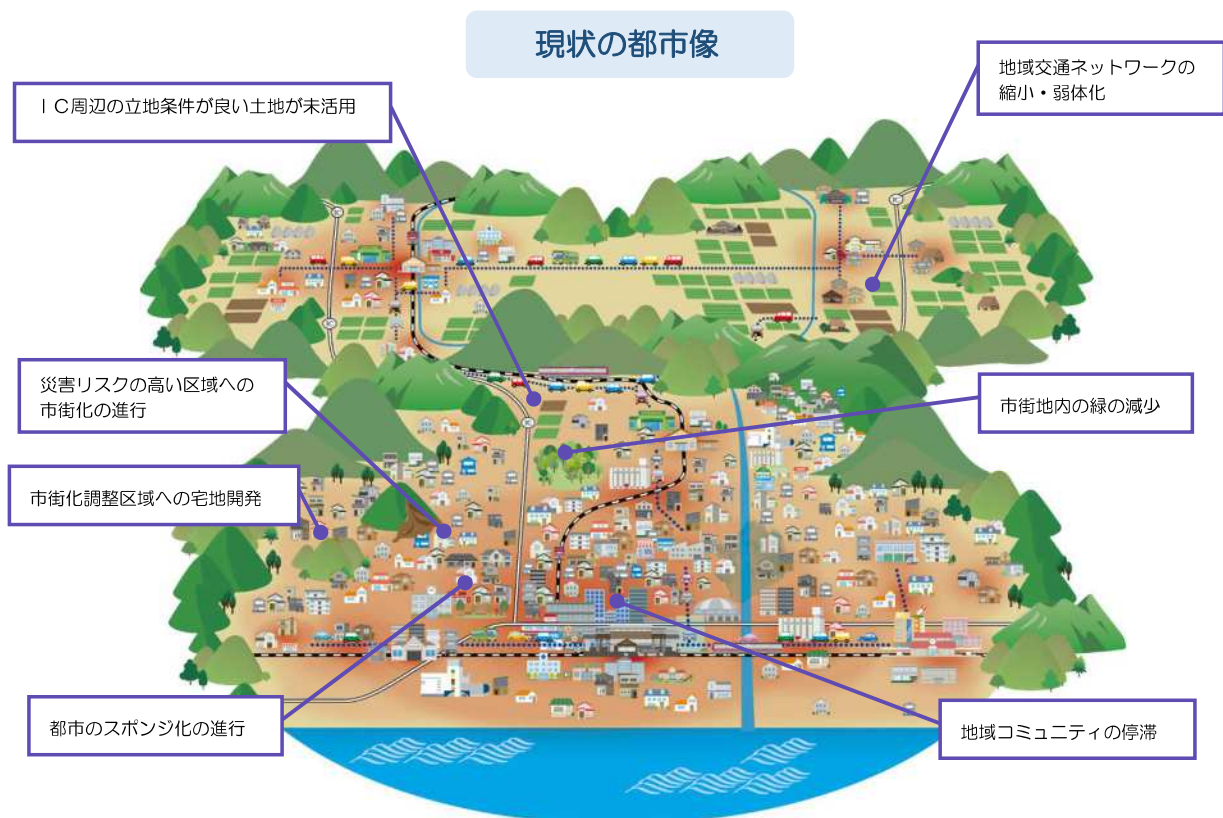
- ・ 人口減少社会において日常生活サービスを効率的に享受できる集約型都市構造の形成
- ・ 災害リスクの高い区域に立地した居住を安全で利便性の高いエリアへと誘導
- ・ 集約された拠点の多様なサービスを享受するために拠点間を結ぶネットワークの強化

(イ) 安全・安心を基本に、活力と魅力に満ちあふれた都市

- ・ 総合的な防災・減災対策による安全・安心に暮らせる都市づくり
- ・ イノベーションを生み出す多様な人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成
- ・ 転出の抑制やU I J ターンの拡大に向け、「都市と自然の近接性」を生かした大都市圏にはない広島らしいゆとりと魅力あるまちづくりの推進

(ロ) デジタル技術の進展や新型コロナ危機の対応などを踏まえて求められる新しい社会

- ・ データと新技術を活用したまちづくり (スマートシティ化)
- ・ 新しい生活様式に対応したゆとりある空間の形成



現状と将来の都市像 概念図

(3) 市町における都市計画

ア 市町マスタープラン

市町マスタープランは、市町の建設に関する基本構想（長期総合計画等）と都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもと、市町の定める都市計画の方針を定めるものである。

イ 立地適正化計画

立地適正化計画は、都市全体を見渡ししながら今後の都市像を描き、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を定め必要な防災・減災対策に取り組むことにより、コンパクト＋ネットワーク型の都市の実現に向け、策定するアクションプランで、令和8年3月末時点で、県内17市町が策定を行っている。

3 都市計画行政の具体的施策

(1) 都市再生整備計画に係る事業

地域の特性を生かしたまちづくりを実施し、将来にわたって持続可能な都市とするため、都市再生整備計画※による事業を促進する。

都市再生整備計画に係る事業には、都市再生整備事業及び立地適正化計画に基づく都市構造再編集集中支援事業がある。

都市再生整備事業では、道路や地域交流センター等の公共公益施設の整備により、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

都市構造再編集集中支援事業では、「立地適正化計画」に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する、医療・福祉・子育て支援・教育文化等の公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る。

※都市再生整備計画：都市の再生に必要な公共公益施設の整備に関する計画

(2) 都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上並びに被災地における復興まちづくり等を総合的に促進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る。

(3) 都市空間情報デジタル基盤整備構築支援事業

まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを推進するため、現実の都市をサイバー空間上に再現する3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を進め、防災やまちづくりなどの地域課題を解決するスマートシティ化に向けた取組での利活用促進を図る。

(4) 持続可能なまちづくり推進事業

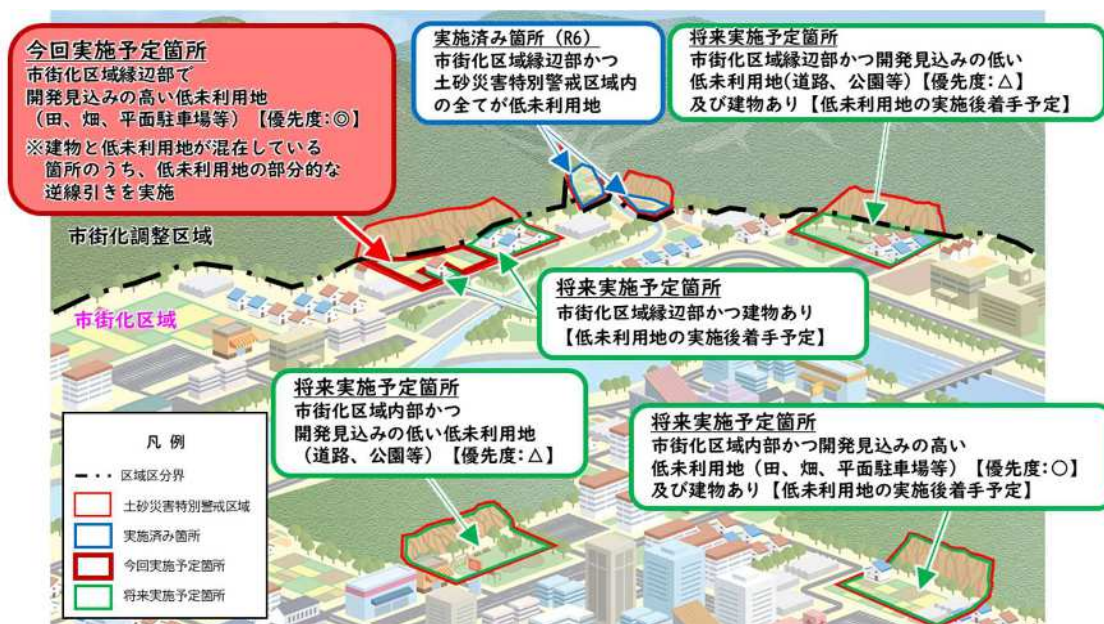
コンパクトなまちづくりに向け、人口減少下における県民生活や地域経済などの持続性を維持していくために、土砂災害特別警戒区域の逆線引き等により災害リスクの高い区域における住宅などの土地利用を抑制する取組を推進するとともに、地域の特色や課題に応じた持続可能なまちづくりに向け、地域の拠点において徒歩圏内で生活利便施設が集約されたウォークアブルなまちづくりを推進する。

土砂災害特別警戒区域の逆線引き

災害リスクの高い区域における住宅・店舗などの都市的土地利用を抑制するため、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組。

逆線引き対象箇所が多数あること等から段階的に進めることとし、市街化区域外縁部への都市の広がりを防ぎ、新たな開発を抑制する観点から、まずは市街化区域縁辺部の低未利用地（建物なし）を対象とし、令和7年3月31日に都市計画変更を告示した。

次回以降の具体的な取組の進め方や目指す姿の実現に向けたロードマップを示した取組方針を令和7年2月に策定したところであり、本方針に基づき取組を進めていく。



4 都市環境の整備

(1) 屋外広告物

「屋外広告物法」、「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により、屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して、良好な景観の形成や風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害の防止に努めている。

屋外広告物に関する事務については、市町長に権限移譲されており、市町長が屋外広告物の許可や無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また、屋外広告業者に対しては、講習会の開催及び屋外広告業の登録により、屋外広告物に関する法令等の知識の普及を図るとともに、業界の実態を把握してその指導育成に努めている。

屋外広告物の令和7年度の許可件数は、3,494件（県条例適用地域）である。

(2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれている中で、都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで、「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。

5 開発許可制度

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ、良好な都市環境の形成を図るため、開発許可制度等の適正な運用を行う。

また、大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の位置を示した、大規模盛土造成地マップを公表している。

(1) 制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。

また、この制度は、昭和49年の「都市計画法」の一部改正により、一定規模以上の開発行為については、区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり、平成12年の一部改正により、都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、呉市（平成28年度に移行）及び権限移譲のあった三次市（平成17年度より）、東広島市（平成18年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成20年度より）においては、それぞれの市の区域における開発許可事務は、それぞれの市において処理している（※竹原市は1ha未満の事務のみが移譲の対象）。

(2) 許可状況

ア 都市計画法第 29 条の規定による開発行為の許可状況

(令和8年3月31日 現在)

管轄建設事務所	年度 区分 市町名	R5								R6								R7							
		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外	
		許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)	許可件数	許可面積 (ha)
西部	竹原市																								
	大竹市																	1	0.2						
	安芸高田市																								
	江田島市																					1	4.6		
	府中町									1	0.1														
	海田町									1	0.3							4	0.9						
	熊野町	3	1.1	5	1.3					2	0.9	2	0.7					2	1.2						
	坂町																	1	1.0						
	安芸太田町																								
	北広島町						1	0.6																	
東部	大崎上島町																								
	小計	3	1.1	5	1.3	1	0.6	0	0.0	4	1.3	2	0.7	0	0.0	0	0.0	8	3.3	0	0.0	1	4.6	0	0.0
	世羅町																								
	府中市	2	0.5							1	0.2														
北部	神石高原町																								
	小計	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	庄原市														1	0.6									
合計	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合計	5	1.6	5	1.3	1	0.6	0	0.0	5	1.5	2	0.7	1	0.6	0	0.0	8	3.3	0	0.0	1	4.6	0	0.0
協議(第34条の2)																									

(注) ・開発変更許可分は計上しない。
・市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発は市街化調整区域の開発に計上した。
・竹原市については、県許可分（1 ha以上のもの）のみを計上した。

イ 都市計画法第 43 条の規定による建築許可状況

都市計画法第43条

(令和8年3月31日 現在)

管轄建設事務所	年度 区分 市町名	R5		R6		R7	
		許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)	許可件数	許可面積 (㎡)
西部	大竹市						
	府中町						
	海田町						
	熊野町	1	525	4	1,407		
	坂町						
東部	小計	1	525	4	1,407	0	0
	府中市						
	小計	0	0	0	0	0	0
合計		1	525	4	1,407	0	0
協議(第43条の3)							

6 危険な盛土等を規制する取組

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害は、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化に繋がったとされている。これまでの法律では、盛土等による災害から人命を守るという観点での規制が十分でないエリアが存在していたため、都市地域における宅地を造成するための盛土等を規制していた“宅地造成等規制法”が抜本的に改正され、“宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）”とし、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することとされた。危険な盛土等への対応としては、これまで広島県は、平成16年以降「広島県土砂の適正処理に関する条例」により規制等を行ってきたところではあるが、より一層、安全・安心なまちづくりを推進するため、一部の事務を市町に移譲する等、全国に先駆けて令和5年9月28日からオール広島県での取り組みを開始した。

新たな法律（盛土規制法）の制度概要

(1) 規制区域の指定

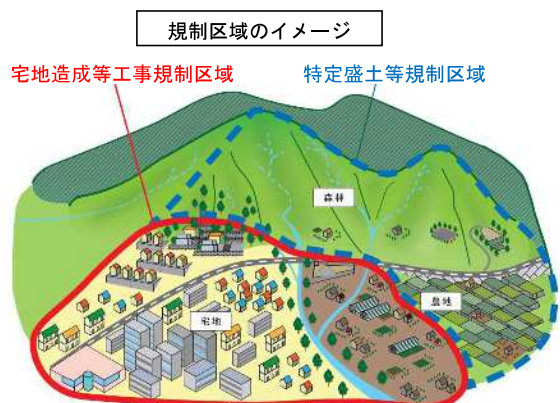
盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域とした。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



※国の要領に基づき調査した結果、広島県では、県内全域（政令市の広島市、中核市の福山市、呉市においては、各市が調査を行い、規制区域を指定）が規制区域となった。

(2) 安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ広島県もしくは市町の許可が必要であり、申請窓口・許可担当部署は表-1を参照。

表-1

管轄区域	申請所在地	申請窓口	許可担当部署				
			盛土、切土又は土石の堆積の面積				
			1ha 未満	1ha 以上 5ha 未満	5ha 以上		
西部建設事務所	竹原市	竹原市	竹原市	西部建設事務所	県庁		
	大竹市	大竹市	大竹市				
	東広島市	東広島市	東広島市				
	廿日市市	廿日市市	廿日市市				
	江田島市	江田島市	西部建設事務所				
	府中町	府中町	西部建設事務所				
	海田町	海田町	西部建設事務所				
	熊野町	熊野町	熊野町				
	坂町	坂町	坂町				
	安芸太田町	安芸太田町	西部建設事務所				
	北広島町	北広島町	西部建設事務所				
	大崎上島町	大崎上島町	西部建設事務所				
東部建設事務所	三原市	三原市	三原市	東部建設事務所	県庁		
	尾道市	尾道市	尾道市				
	府中市	府中市	東部建設事務所				
	世羅町	世羅町	東部建設事務所				
	神石高原町	神石高原町	神石高原町				
北部建設事務所	三次市	三次市	三次市	北部建設事務所		県庁	
	庄原市	庄原市	庄原市				
	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市				
広島市	広島市	広島市	広島市				
呉市	呉市	呉市	呉市				
福山市	福山市	福山市	福山市				

(3) 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内で盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要がある、場合によっては原因行為者も是正措置等の命令の対象となる。

(4) 実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準が県条例等よりも強化された。

※詳細は広島県の HP (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html#>) をご確認ください。

7 街路事業

(1) 街路事業の概要

本県の都市計画道路は、広島市において昭和3年に29路線を定め、昭和5年から街路事業に着手したのが最初である。その後、尾道市をはじめ呉市、福山市、その他の市町においても逐次計画決定されている。

本県では、「防災・減災対策の充実・強化」、「経済・物流を支える基盤の強化」、「コンパクトで持続可能なまちづくりの推進」を推進するため、「広島県道路整備計画2021」に基づき整備の重点化を図り、都市の骨格となる幹線街路、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与する街路の整備を進めている。

また、鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため、鉄道の高架化を促進することとし、昭和54年度に着手した三原駅周辺におけるＪＲ山陽本線・呉線の連続立体交差事業を平成5年度に完了させ、平成5年度からは広島市東部地区（広島市南区・安芸区、府中町、海田町）においてＪＲ山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手している。

さらには、バリアフリーに対応した交通結節点や駅周辺整備を行い、公共交通機関の一層の利用促進を図ることとしている。

(2) 主な事業の概要

ア 街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
吉行飯田線	東広島市西条町寺家	1,055 m	25 m	約44億円
山手赤坂線	福山市津之郷町～赤坂町	1,770 m	16 m	約47億円

イ 連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却	総事業費
広島市東部地区	広島県 広島市	山陽本線 3.9 km 呉線 1.2 km	山陽本線 12ヶ所 呉線 4ヶ所	約915億円

(3) 令和8年度事業の内容

ア 県事業（公共）

（単位：千円）

区分 工種	箇所	事業費	説明
改築	14	3,458,000	吉行飯田線、山手赤坂線 ほか
鉄道高架	1	3,640,000	広島市東部地区連続立体交差事業
計	15	7,098,000	

※令和7年度12月補正（国補正対応分）含む

イ 市町事業（政令市・区画整理事業を除く）

（単位：千円）

区分 工種	箇所	事業費	説明
改築	21	2,539,100	畑口寺田線（廿日市市）、寺家中央線（東広島市）、畝曾田線（海田町） ほか

※令和7年度12月補正（国補正対応分）含む

8 市街地開発事業等

(1) 市街地開発事業計画の概要

ア 土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は、都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行って宅地の区画・形状を整え、減歩によって生み出した用地により道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地利用の増進を図るものである。

現在施行中の事業について、都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(令和8年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	都市計画決定		都市計画 区域名	都市名	都市計画決定		都市計画 区域名	都市名	都市計画決定	
		決定 地域数	面積 (ha)			決定 地域数	面積 (ha)			決定 地域数	面積 (ha)
広島圏	大竹市	—	—	広島圏	坂町	—	—	東広島	東広島市	1	10.6
	廿日市市	—	—		呉市	—	—	竹原	竹原市	1	30.3
	広島市	2	9.0	備後圏	三原市	—	—	本郷	三原市	1	47.7
	府中町	1	12.2		尾道市	—	—	三次	三次市	—	—
	海田町	—	—		福山市	2	80.9	安浦	呉市	—	—
	熊野町	—	—		府中市	—	—	庄原	庄原市	—	—
合計										190.7ha	

イ 市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図る地区内で、公共施設の整備とともに、用途、容積、防災、美観を考慮した市街地をつくり、都市機能の更新を図るものである。

この事業は、市街地建築物に、従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に権利変換させ、この建築物（再開発ビル）の余裕部分（保留床）に広域都市計画から所要される業務、商業等の機能を収容しつつ、公共用地を生み出していくものである。

(2) 市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進している。

ア 土地区画整理事業

現在、土地区画整理事業については、6箇所 約 181.8ha（広島市を除く）が事業期間中である。

このうち交付金及び補助事業により実施中の箇所は、次表のとおりである。

また、県は、土地区画整理事業促進のため、必要に応じて県道負担金を支出している。

交付金及び補助事業一覧

(令和8年3月31日現在)

都市名	施行地区	施行期間	面積 (ha)
竹 原 市	新 開	平成8年度～令和10年度	30.3
三 原 市	東 本 通	平成11年度～令和11年度	47.7
府 中 町	向 洋 駅 周 辺	平成14年度～令和15年度	12.2
東 広 島 市	八 本 松 駅 前	平成28年度～令和14年度	10.7
合 計			100.9

※広島市及び、社会資本整備総合交付金の交付期間が終了した地区を除く。

県道負担金（当初予算）	令和8年度
	140,000 千円

イ 市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて市街地整備を施行する個人又は組合の事業に要する経費の一部を国、県及び市町が助成している。

9 公園事業

(1) 公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は、令和6年度末において一人当たりの面積は11.7㎡となっており、全国平均の11.0㎡は上回っているものの、都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリエーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また、県民のレクリエーション活動の広域化、多様化傾向に対応するため、広域公園を配置し、健全な野外レクリエーション活動を促進する。

【県立公園（土木建築局所管）の概要】

○みよし公園

備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け、文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており、カルチャーセンター、子どもの広場、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、芝生広場、温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。

○びんご運動公園

備後圏における都市公園の水準を引き上げ、広域化・多様化するレクリエーション需要に対処するとともに、スポーツの振興を図るため、「びんご運動公園」を整備しており、陸上競技場、球技場、テニスコート、野球場等を設置して備後圏及び周辺地域の利用に供している。また、Park-PFI制度を活用し、アーバンスポーツパーク（スケートボード、BMX等）やコンテナハウス（宿泊施設）を令和8年4月から供用開始している。

○せら県民公園

世羅高原の持つ魅力ある風土の下で、「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに、地域交流や自然とのふれあいを通じ、心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており、交流広場、のんびり高原、レクリエーション広場、ミニチュアガーデン等の第Ⅰ期整備区域を県民の利用に供している。また、平成20年4月12日に自然の生態を学習することができる自然観察園を、平成23年4月1日に散策道を追加開園している。

公 園 名	所在地	面 積 (ha)	総事業費 (百万円)	事業年度
びんご運動公園	尾道市	87.6	約21,912	S58年度～H14年度
みよし公園	三次市	52.8	約10,683	S55年度～H12年度
せら県民公園	世羅町	63.3	約3,891※	H14年度～

※ せら県民公園総事業費は、第Ⅰ期区域＋自然観察園

(2) 事業の実施状況

ア 主な事業の内容

- ・避難地、防災拠点等となる都市公園等の整備
- ・施設の老朽化対策（長寿命化計画策定、計画的な改築・更新）、バリアフリー化対策等

イ 都市公園のアセットマネジメント

土木建築局所管の都市公園では、平成 22 年度にびんご運動公園、平成 23 年度にみよし公園及びせら県民公園の長寿命化計画を策定しており、令和 2 年度から令和 3 年度に計画の見直しを行った。今後は適切な施設点検・保守対策及び長寿命化計画に基づく施設の修繕・改築・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

ウ 令和 8 年度事業費

(単位：千円)

区 分	令和 8 年度予算
公 共 事 業	415,590
単独建設事業	42,000
維持修繕事業	71,600

エ 都市公園等整備状況

令和 6 年度末都市公園等整備現況調査結果(市町別)

都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて配置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す。

(令和 7 年 3 月 31 日 現在)

	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園		特殊公園		国営公園		その他		都市公園等合計		都市計 画区域 人口等 (千人)	一人当 たり公園 等面積 (㎡/人)
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園											
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
合計	2942	416.6	115	229.6	27	145.3	28	430.7	20	297.0	5	291.2	31	671.2	1	338.8	174	204.1	3343	3024.5	2589	11.7
広島市	1029	173.0	49	106.6	12	58.6	8	179.4	5	94.6	2	125.5	13	109.2			79	87.8	1197	934.7	1147	8.1
呉市	315	33.9	10	14.1	5	28.3	3	31.7	2	22.8			6	78.5			1	5.8	342	215.1	199	10.8
竹原市	10	2.2	2	2.3			2	45.4											14	49.9	22	22.7
三原市	89	16.8	3	8.2					1	17.5							3	14.4	96	57.0	86	6.6
尾道市	65	12.0	2	3.7			1	3.2	3	25.2	1	87.6					7	3.0	79	134.7	124	10.9
福山市	636	88.5	20	34.3	3	18.4	5	39.7	2	24.1			7	41.2			51	68.1	724	314.2	445	7.1
府中市	35	6.9	4	6.6			1	3.8	1	9.8			2	18.7			2	0.7	45	46.5	30	15.5
三次市	14	3.2	3	5.4	1	6.6	1	6.2	1	26.4	1	50.9							21	98.6	32	30.8
庄原市	2	0.4	1	1.2			1	24.4	1	11.2					1	338.8			6	376.0	17	221.2
大竹市	55	5.0	1	2.3	1	7.3	1	12.8	1								1	1.5	59	28.8	24	12.0
東広島市	415	33.9	8	17.6			3	54.1	1	20.6							6	0.8	433	126.9	184	6.9
廿日市市	207	29.7	9	23.7	1	6.2			1	24.5			2	422.7			20	7.5	240	514.3	112	45.9
安芸高田市																					5	
江田島市	6	1.0	2	2.3	1	4.6			1	8.5			1	1.0			1	3.0	12	20.4	21	9.7
府中町	10	2.2			1	5.6	1	16.3											12	24.1	52	4.6
海田町	21	3.2					1	13.8											22	17.0	30	5.7
熊野町	7	0.8			1	3.9											1	1.5	9	6.3	23	2.7
坂町	25	3.4	1	1.3	1	5.8											1	0.5	28	11.0	13	8.5
北広島町									1	11.7							1	9.5	2	21.2	17	12.4
世羅町	1	0.8									1	27.2							2	28.0	6	46.7

※特殊公園は風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園の合計

※その他は緩衝緑地、都市緑地、広場公園、緑道、カントリーパークの合計

※表示数値以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

10 下水道事業

(1) 下水道事業の概要

広島県内 23 市町のうち公共下水道を実施しているのは、22 市町であり、令和 6 年度末の県内の下水道普及率は、77.9%である。また、農業・漁業集落排水や合併浄化槽等による汚水処理に係るものを含めた汚水処理人口普及率は、91.0%である。

(2) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む。）の概要

公共下水道は、主として市街地における雨水及び汚水を排除し、又は処理するための下水道で、終末処理場を有するものと、流域下水道に接続するものがある。

現在、下水道計画を有さない神石高原町を除く全ての市町（14 市 8 町）において、公共下水道事業を実施している。

公共下水道の整備状況

（令和 7 年 3 月 31 日 現在）

市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %	市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %
広島市	1,129.5	1,170.3	96.5	安芸高田市	9.1	25.7	35.4
呉 市	177.8	199.5	89.1	江田島市	12.2	20.3	60.2
竹原市	4.7	22.3	21.1	府中町	51.5	52.0	99.1
三原市	44.0	86.3	51.0	海田町	30.5	30.7	99.4
尾道市	21.9	125.5	17.5	熊野町	21.2	23.4	90.4
福山市	348.6	453.3	76.9	坂町	12.2	12.4	98.7
府中市	12.5	34.8	35.8	安芸太田町	2.2	5.3	41.8
三次市	20.4	47.6	43.0	北広島町	7.9	16.8	46.7
庄原市	12.6	30.8	41.0	大崎上島町	2.9	6.6	43.4
大竹市	24.1	25.2	95.7	世羅町	1.8	14.4	12.3
東広島市	91.2	190.4	47.9	神石高原町	－	7.7	－
廿日市市	76.9	115.0	66.9	県 計	2,115.7	2,716.4	77.9

1. 行政人口は、令和 7 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口による。
2. 処理人口は、令和 7 年 4 月 1 日までの供用開始公示済み区域内人口とする。
3. 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

(3) 流域下水道事業の概要

流域下水道は 2 以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有するものであり、本県には太田川流域下水道、芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の 3 件があるが、地方公営企業法の適用に伴い、令和元年度から上下水道部へ移管した。

